

平成22年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第6号

平成22年3月26日(金曜日)

議事日程第6号

平成22年3月26日(金曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案の訂正について
日程第3 所管事項調査について
日程第4 港湾交通対策について
日程第5 第2次地域情報化調査推進について
日程第6 議案第4号から同第12号まで、議案第22号から同第24号まで、
議案第37号、議案第38号及び同第59号
日程第7 議案第13号、議案第14号、議案第25号、議案第26号、
議案第39号及び同第43号まで、請願第1号、請願第2号、
陳情第2号及び発議第3号
日程第8 議案第15号、議案第17号から同第20号まで、
議案第27号から同第31号まで、議案第34号から同第36号まで、
請願第3号及び発議第4号
日程第9 議案第33号
日程第10 議案第44号から同第57号まで
日程第11 議案第60号
日程第12 発議第2号
日程第13 発議第58号
日程第14 諮問第1号及び同第2号
日程第15 閉会中の継続審査及び調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案の訂正について
日程第3 所管事項調査について
日程第4 港湾交通対策について
日程第5 第2次地域情報化調査推進について
日程第6 議案第4号から同第12号まで、議案第22号から同第24号まで、

- 議案第37号、議案第38号及び同第59号
- 日程第7 議案第13号、議案第14号、議案第25号、議案第26号、
議案第39号及び同第43号まで、請願第1号、請願第2号、
陳情第2号及び発議第3号
- 日程第8 議案第15号、議案第17号から同第20号まで、
議案第27号から同第31号まで、議案第34号から同第36号まで、
請願第3号及び発議第4号
- 日程第9 議案第33号
- 日程第10 議案第44号から同第57号まで
- 日程第11 議案第60号
- 日程第12 発議第2号
- 日程第13 発議第58号
- 日程第14 諮問第1号及び同第2号
- 日程第15 閉会中の継続審査及び調査について

応招議員 26名

出席議員 26名

+

1番	甲	村	聰	君	2番	保	坂	悟	君
3番	斉	木	勇	君	4番	渡	辺	重	雄
5番	倉	又	稔	君	6番	後	藤	善	和
7番	田	中	立	一	君	8番	古	川	昇
9番	久	保	田	長	門	君	10番	保	坂
11番	中	村		実	君	12番	大	滝	豊
13番	伊	藤	文	博	君	14番	田	原	実
15番	吉	岡	静	夫	君	16番	池	田	達
17番	古	畑	浩	一	君	18番	五	十	嵐
19番	高	澤		公	君	20番	樋	口	英
21番	松	尾	徹	郎	君	22番	野	本	信
23番	斉	藤	伸	一	君	24番	伊	井	澤
25番	鈴	木	勢	子	君	26番	新	保	峰

欠席議員 0名

+

説明のため出席した者の職氏名

市	長	米田	徹君	副市	長	本間	政一君
総務企画部長		織田	義夫君	市民生活部長		小掠	裕樹君
建設産業部長		深見	和之君	会計管理者		山崎	利行君
総務企画部次長		田鹿	茂樹君	会計課長			
総務課長				企画財政課長		吉岡	正史君
能生事務所長		池亀	郁雄君	青海事務所次長		細井	和也君
市民課長		金平	美鈴君	福祉事務所長		結城	一也君
市民生活部次長		小林	忠君	商工観光課長		金子	裕彦君
健康増進課長							
建設産業部次長		早水	隆君	建設課長		金子	晴彦君
農林水産課長							
新幹線推進課長		小林	強君	ガス水道局長		山崎	弘易君
消防長		山口	明君	教育長		竹田	正光君
教育委員会教育次長		渡辺	辰夫君	教育委員会学校教育課長		渡辺	千一君
教育総務課長							
教育委員会生涯学習課長				教育委員会文化振興課長			
中央公民館長兼務		扇山	和博君	歴史民俗資料館長兼務		村井	康君
市民図書館長兼務				長者ヶ原考古館長兼務			
勤労青少年ホーム館長兼務							
監査委員事務局長		久保田	幸利君				

+

事務局出席職員

局	長	神喰	重信君	次	長	猪又	功君
主任	主査	松木	靖君				

午前10時00分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、斉木 勇議員、19番、高澤 公議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19番 高澤 公君登壇〕

19番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

3月17日、19日及び本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、3月17日及び19日の議会運営委員会についてであります。市長から議案第4号、糸魚川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、糸魚川市消防団員の定数、任免、給与、服務などに関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第23号、字の変更についての3議案の訂正についての申し出があり、この取り扱いについて協議をいたしております。

この事態を重く見た倉又議長におかれましては、3月19日に市長に対し、

1、行政が職員の意識改革を進めている中で、基本的重大な誤りを繰り返していることは、昨年の廃棄物問題の教訓が生かされておらず、職員間に改革の意識が浸透していないということにほかならない。現在進めている意識改革の内容を見直し、職員間に改革意識の浸透を図ること。

2、議会に提出された議案は、正確な内容であることを前提として審査している。議会終了後、間違った内容を審査したことへの批判は、行政ではなく議会が受けるということを認識し、議会に正確な議案を提出することの2件を、口頭で申し入れております。

また、議会運営委員会におきましても、3議案の訂正についての取り扱いについて協議する中で、今後、二度とこのようなことが起こらないよう強く行政側に申し入れるため、本日、机上に配付いたしましたとおり決議しておりますので、その決議文を朗読いたします。

決議書。

平成22年第2回市議会定例会に提出された議案のうち、3つの議案において訂正が必要な事態となったことは甚だ遺憾であり、議会運営委員会において、このようなことが二度と起こらないよう猛省を求めため下記のとおり決議した。

記

このたび議案訂正の申し出は、平成21年第2回市議会定例会における糸魚川市一般廃棄物最終処分場の安全対策に関する決議、平成21年度予算審査特別委員会における附帯決議、及び糸魚川市の一連の不祥事に対する問責決議に対して何らの改善がなされていないことの証左である。

加えて今回の訂正は、議案の提出者と、それを審査する議会側との信頼関係をも揺るがすゆゆし

き事態であると憂慮するものである。

今回の誤りを単純な誤謬として看過することなく、職員の職務に対する責任感、緊張感を喚起するとともに、今後はたび重なる誤りが発生する背景にある要因について深く掘り下げて調査、分析、検討し、二度とこのようなことが起こらないよう、さらなる組織体制の強化を図るとともに、市民の負託と議会の信頼にこたえられる職員の育成に努められんことを強く要請する。

決議文につきましては、以上でございます。

なお、この決議につきましては、去る3月23日に議長から市長に直接手渡し、強く要請しております。市長からは議長の申し入れ、及び議会運営委員会の決議を真摯に受けとめ、今後、厳正に対処する旨のお話をいただいておりますことから、本日、議案の訂正についてを日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

なお、当該議案につきましては、総務文教常任委員会に付託をされていたところでありますが、議案の訂正がありますことから審査が終了しておりません。このことから議案の訂正が承認されれば、再度、総務文教常任委員会を開催し審査いただくことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、本日提案されます議案第60号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算(第11号)につきましては、本日、委員会付託を省略し、即決でご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告につきましては、総務財政常任委員長から休会中の所管事項調査についての報告を、また港湾交通対策特別委員長から中間報告を、第2次地域情報化調査推進特別委員長から結審報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として発議第2号、並行在来線の経営確保に向けた支援措置を求める意見書、発議第3号、土地改良事業の予算の確保に関する意見書及び発議第4号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の3件が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

大変申しわけありません。おわびして訂正をさせていただきます。

「総務財政」常任委員会を「総務文教」というふうな形で申し上げました。総務文教常任委員会に訂正をお願いいたしたいと思っております。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第２．議案の訂正について

議長（倉又 稔君）

日程第２、議案の訂正についてを議題といたします。

訂正の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

本定例会初日に提案いたしました議案３件について誤りがありましたので、訂正させていただきたいものであります。

職員の資質向上、及び意識改革に取り組んでいる中でありながら、このたび議会並びに議員各位に大変ご迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げる次第でございます。

議案第４号、職員定数条例の一部改正につきましては、同議案２ページの別表区分において、市長の事務部局の職員の定数を「３１０人」から「２９５人」に、教育委員会事務部局の職員の定数を「１３５人」から「１５０人」に訂正をお願いしたいものであります。

議案第１２号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正につきましては、同議案１ページの提出年月日の次に提案者が欠落いたしましたものでありますので、追加をお願いしたいものであります。

議案第２３号、字の変更につきましては、同議案２ページの表、変更後の字「犬田前」を片仮名の「イン」と漢字の「田」で表記をする「イン田」に訂正をお願いしたいものであります。

詳細につきましては、お手元に配付いたしておりますので、ご了解いただきたいと思います。どうか皆様方におわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。

なお、このことに対し議長から口頭による申し入れを受け、さらには決議書をいただいたところであります。極めて初歩的、事務的な誤りが同時に３件も発生し、議会と行政との信頼関係を著しく損ねたことから職員を処分することといたしましたので、ご報告申し上げます。

その概要であります。織田総務企画部長と田鹿総務課長については、他の部や課を指揮監督するとともに、議案作成を統括する職責にあることから、いずれも減給５％、１カ月の処分とし、また関係職員１０名についても、厳重注意とすることといたしましたものであります。

このたびのことを重く受けとめ、今後、市民の負託と議会の信頼にこたえるべく再発防止も含めて、職員の育成に鋭意努めていきますので、よろしく願い申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

議長（倉又 稔君）

お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり、議案第4号、糸魚川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第23号、字の変更についての3議案の訂正を承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、説明のとおり議案を訂正することに決しました。

ここで総務文教常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時24分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第3．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第3、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会が開かれ調査を行っていますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では会期中の3月16日に、教育委員会関係施設整備について、及び教育環境と教育改革についての調査を行っておりますので、結果につきましてご報告いたします。

教育委員会関係施設整備について、糸魚川小学校改築基本設計の概要については、委員から、何社が公募してきたのか、どんな特徴があって委託したのか。また、基本設計業務委託の受託者の創・ Gondra・近藤設計特定共同企業体の内容を教えてもらいたいとの質問に、プロポーザルについては、公募した中で県内外を含めて9社であった。業務の実績や手法、提案といったもの、それ

と全体の能力といったものを評価するということで決めている。

特に今回、プロポーザルに際しては、糸魚川小学校特有の配置計画や、市民参画、エコスクール、そういったものに対してどういう提案ができるかということで、それらを求めた中で、審査委員会で審査をして決めている。それから設計事務所の経験や技術者数、そういったものを総合的に勘案した結果、今回の創・ゴンドラ・近藤設計特定共同企業体に決定したものである。

創建築事務所は、富山県高岡市にある会社で、高岡市を中心に、いろいろな学校の建築を数多く手がけていて、糸魚川小学校規模の建物も手がけている。ゴンドラと近藤設計事務所は、東京に事務所があって、創建築事務所が総括責任者、取りまとめ役となって、この3社によるチームによって設計を進めている。ゴンドラについては、東京、首都圏での大きな建物のトイレの設計を手がけている。近藤設計事務所についても全国的規模で、数多く小学校、中学校の建物を中心に、実績を残しているということである。3社ともにそれぞれ実績を持って、今回のプロポーザルに参加したものであるとの答弁がありました。

委員から、今後の学校施設検討において、プロポーザル方式を取り入れていく考えかの質問に、今回のプロポーザルによる業者選定では、地元の業者が少し入りづらかったのではないかとこの部分もあるので、何でもかんでもこの糸魚川小学校でやった手法がとれるかと言うと、違った角度での検討も必要ではないかと思っているとの答弁がありました。

次に、教育環境と教育改革について、子ども一貫教育方針(案)については、委員から、日本一の子ども概念と、日本一の子どもをはぐくむための予算措置はどうなっているのかの質問に、日本一の子どもとは、何が、どこのレベルが日本一かということの判断基準というのは、確かに難しいものだと思っている。ここの中では、学力なり、心なり、体なりのバランスのとれた子どもをつかって、糸魚川に愛着を持った子どもをつくりたいと、それに向けて進みたいということである。

学力だって、今以上に伸ばさなければならぬし、体力だって、これ以上のものを確保していきたい。そのためには一定の予算なり、重点的に取り組むということの方針を市長は打ち出している。市が重点的に取り組みたいという方針であるので、予算についても当然そういう方向で、予算措置もしていきたいという考えであるとの答弁がありました。

委員から、今年度末までに糸魚川市子ども一貫教育方針案を冊子にして、皆さんに説明をしていくと言うが、今回、総務文教常任委員会に所管事項調査として確認をしてもらっているが、今後どういう方々に意見を伺うのかの質問に、担当課より、素案としてまとめたのが、ほとんど3月に近いような状況であったので、そのような動きがほとんどとれていない。パブリックコメントと校長会に示したというのが精いっぱいであった。

委員が言うように、いろいろな団体のところに出かけて行って説明をして、いろいろな意見を聞きながら修正をしていくというのが、一番よい道であろうと思っているが、そう言いながらも、何とか今年度内に完成をさせたいというところもあって、そういった部分、少し不十分ではあるが、年度内の完成を目指したいというふうに思っているとの答弁がありました。

4月1日から、こども課が設置されるわけだが、市民の混乱を招くと思います。そこで総合案内という形で人を配置しなければならないのではないかの質問に、組織を変えるということで、先般から「おしらせばん」、広報等に載せたり、ホームページに載せたりして周知をしているわけである。庁内においていただいた方が、自分の行く場所がわからないということでは困るので、十分な

対応をしなければならない。おいでいただいた方が迷うようなことがあれば、専門の者をしばらくの間でも置いて、混乱のないように努めなくてはならないと思っているとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑や意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第４．港湾交通対策について

議長（倉又 稔君）

日程第４、港湾交通対策についてを議題といたします。

港湾交通対策特別委員会に付託中の本件について、同委員長から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

野本信行港湾交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

野本委員長。〔２２番 野本信行君登壇〕

２２番（野本信行君）

港湾交通対策特別委員会の中間報告をいたします。

昨年１２月定例会以後、１月６日、１月１８日、２月２３日と３回の特別委員会を開催いたしました。また、２月１８日には市外調査として、富山県高岡市、石川県金沢市へ調査に行っております。

まず、この間、県が国土交通大臣へ提出した要望書について問題となりました。これは県がことし１月１９日に、前原国土交通大臣に県知事と上越地域３市長連名で要望を提出したものでありますが、提出前に１月６日の当委員会で、要望内容のうち新幹線の停車駅の問題と並行在来線の経営について当委員会と考えの違いがあり、市長からも委員会に出席いただく中で、新幹線の停車駅について当初の案では、上越駅に全列車停車、糸魚川駅に可能な限り停車とされていた行政側の案を、委員会の強い意向で、県内駅に全列車を停車と修正し、また、並行在来線の経営問題については、

自治体による第三セクターの運営を前提とした初期投資への起債充当や交付税措置など、国の支援策を講じるという要望文から、現在のスキームの根源である政府・与党合意の抜本的な見直しをしていただきたいとの文言に修正し、糸魚川市の案として県へ提出されました。

ところが実際、1月19日に国土交通大臣に提出された要望書は、米田市長も連名でありながら、「北陸地方などへの本県の玄関口である糸魚川駅」との表現が加えられたものの、上越駅に全列車、糸魚川駅に可能な限り多くの列車を停車との表記のままで提出されました。

行政側としては上越3市の整合性もあり、最終的に県知事が判断したものであるとの答弁もありましたが、委員からは、変更となったことについて委員会への報告もなく、委員会の意向を軽視しているなどの意見が出され、本定例会初日で米田市長からのおわびの言葉があったものであります。

次に、当委員会として、前述の行政とは別に県へ要望活動を行っております。

要望内容としては、姫川港整備促進に関する要望、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路整備区間指定に関する要望、北陸新幹線の建設促進と開業時に経営分離される並行在来線に関する要望、一般国道8号糸魚川東バイパスの整備促進に関する要望の4点についてであり、当初1月14日に全委員での要望活動を予定しておりましたが、当日大雪のため中止し、日を改めて2月15日に小川県議会議員とともに正副議長、正副委員長、建設産業常任委員長で、県の小熊副知事、交通政策局長、土木部長へ要望活動を行いました。

要望内容の基本的な部分は、これまでも要望してきたことで大きな変更はありませんが、小熊副知事からは、県としても引き続き努力をしていきたい旨の話をいただいております。

次に、それぞれの付議事件についてであります。地域高規格道路松本糸魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格についてですが、大きな動きがない中で、国等への要望活動をしていることの報告がありました。

政権交代によって要望活動の方法が変わったことから、地元代議士に直接現地を見ていただくような要望活動も行っているとのことでありました。委員からは、新政権になったのだから、強めに要求をしていかなければいけないという意見が出されております。

次に、一般国道8号糸魚川東バイパス梶屋敷・押上間の早期完成と間脇・梶屋敷間の調査については、昨日、梶屋敷・大和川間が一部供用開始となったところでありますが、押上までの供用開始について、平成26年度を目標に引き続き頑張りたいとの説明がされております。

委員からは、供用開始となった区間に消雪パイプが入っていないことについて、冬の様子を見て必要があれば消雪パイプの導入など早急な対応を要望する声がありました。また、大和川地区では、東バイパス、新幹線工事、前川改修など複数の公共工事が同時進行しており、所管が違つかではなく、まとめて問題の処理に当たってほしいとの要望も出されております。

次に、姫川港貨物取り扱い急増に伴う整備計画の早期完成と次期計画の調査と整備推進については、リサイクルポートとしての姫川港の活用に向けての新たな考え方として、市内企業のバイオマス発電の燃料としてヤシ殻の輸入の取り組みがあるが、今後、植物防疫法の指定も受けて、循環型資源の拠点港として地域産業基盤の社会資本整備につながるよう取り組んでいきたいとの説明がありました。

委員からは、姫川港を糸魚川市の新たな地場産業育成という観点からも、もう少し有効に利用してもらいたいこと。港湾エリアの東側への延伸について、災害防止や静穏度の確保のためにも、夢

ではなく現実論として取り組んでもらいたいとの要望がありました。

次に、北陸新幹線開業に伴う並行在来線の調査研究と大糸線の活性化調査についてですが、3月のダイヤ改正で現役引退となったキハ52型気動車については、4月以降もイベント的な運行対応をJR西日本へ要望しており、前向きに検討してもらっているとの報告がありました。

また、並行在来線について政府・与党合意のスキームの見直しは、政権が変わったこのチャンスしかないので強力に進めてもらいたいとの委員からの意見について、県、旧市町が合意をした上でのスキームであり、今後、経営委員会の中で、第三セクターをつくった場合の運営経費等について検討している。

一方で、県と市の負担割合を決めていかなければならないという話になってきているが、あくまで県が中心で進めるのが合意のもとであったので、市へ負担を求められても困るという話は、事務レベルで折衝をしておる。経営委員会での検討により、負担率、金額等が出てくれば議会に相談したいとの答弁がありました。

経営委員会においては前回までで条件整理がされたので、4月には、ある程度の経営計画案がまとめられるとのことであります。経営委員会では、各市の負担額までは決めるものではないということであり、新しい会社で運営した場合にどれだけかかるかを議論しており、それを決めてから、その後に負担割合等の議論が始まっていくということでもあります。

並行在来線の経営に関しては、委員からは、JRが巨額な黒字を出しているのに対し、並行在来線を運営する第三セクターが赤字となる見込みであることについて、新幹線開通後のJRの収支見込みを公開すべきとの意見もありました。

この件については当委員会としては、今後も政府・与党合意のスキームの見直しと、その上で経営分離される第三セクターへのJRの参画要求、それから市の負担金については、最小限となるよう強く要望するものであります。

次に、北陸新幹線建設促進と駅周辺整備の推進については、橋上駅舎と自由通路整備の断面図が示されたほか、商工会やハイヤー協会などの各種団体へ事業説明を行った中で、出された意見についても報告がありました。

新幹線駅舎の基本設計については、見込みとして4月ごろに発注され、およそ6カ月後の10月ごろになりそうであり、その2カ月くらい前にはこちらに示され、市民の意見を反映する組織をつくって意見を反映することも考えており、また、議会の意見も取り入れて、糸魚川市としての意見をまとめていくという方向が示されました。ただし、その時点で、どれだけ時間をかけてデザインを練られるかは、不安があるとの説明でありました。

委員からは、デザインの検討に十分な時間的余裕が持てるよう、協議に当たってほしいとの要望が出されております。

また、レンガ車庫の保存活用について、1億円の予算内で青海寄りの西側の3連を1面と、南側側面の3区画を保存する方向で協議されているとの報告がされました。

委員からは、その程度の部材では、元の赤レンガ機関庫をイメージするには不足している。せめて空間としての意味をなすよう、再度、JRと協議をしてもらいたい。また、保存だけに1億円がかかり、その後の利活用には別に費用がかかることも予想されることから、賛成でないという市民もいることも念頭に置いて、本当にいいものができるのか、また、活用するのにどれくらいかかる

か、しっかりと話を進めてもらいたいなどの意見がありました。

このほかにも活発な質疑がありましたが、割愛させていただきます。

次に、特別委員会では去る平成22年2月18日に、富山県高岡市と石川県金沢市へ市外調査を行っておりますので報告いたします。

高岡市では、北陸本線の高岡駅周辺整備事業が行われており、高岡駅の現地も含め視察を行っております。金沢市では、平成14年に移設された北陸本線東金沢駅の調査視察を行いました。これら視察の主な目的は、在来線の橋上駅と自由通路建設について調査することでありました。

高岡市では、新幹線工事も平成12年から本格着工しておりますが、新幹線の駅については、JR高岡駅から約1.5キロメートル離れた城端線に設置予定となっており、何とか現高岡駅へ新幹線駅をつけられないかという交渉もされたようですが、事業費上の問題もあって無理であるということの決着が、平成11年についたそうであります。今回は現高岡駅での駅周辺整備事業を視察いたしました。

JR高岡駅は1日約1,600人の乗降客があり、その3分の1は特急など等を利用する長距離列車の方、残りの3分の2は通勤通学用の利用者。付近に高校も多くあり、学生の利用者が多いが、金沢や富山への通勤者など、高岡駅でパーク・アンド・ライドという形での利用者も多いということでした。

駅周辺の中心市街地の衰退は現実としてありますが、将来的なことを考えたときに、高齢者や通勤通学者の利便を図る必要があるため、新幹線の新高岡駅とともに現高岡駅の整備にも取り組んでいるとのことでありました。

駅周辺整備事業の概要としては、橋上駅舎、自由通路のほかに氷見線配線変更、北口駅前広場整備などで総事業費は約150億円。そのうち約70億円が国庫補助等で、残りの80億円を市の一般財源、起債などで賄う。自由通路は幅12メートルから20メートル、長さ98メートルのものができる予定とのことでありました。

橋上駅舎についての市の負担額は約40億円で、うち約20億が建物、電気通信設備の移設で約15億円、土木工事で約6億円、また、自由通路については約20億円ということでありました。

一方、JR東金沢駅については北陸新幹線高架橋工事により、在来の北陸本線金沢駅・森本駅間のルート変更により駅舎を海側に200メートル移設し、平成14年10月に完成したものであります。橋上駅舎、自由通路、東側広場、駐輪場などが整備され、事業費総額は23億7,300万円。そのうち橋上駅舎と自由通路の市の負担額は、橋上駅舎でおよそ2,810万円、自由通路でおよそ5億4,900万円。自由通路の幅は4.5メートル、長さ50メートルのものが整備されておりました。1日当たりの乗客数は約3,100人で、高校生、大学生の利用が多く、若干の増加傾向にあるとの説明でありました。

今回の市外調査の目的は、昨年、当市において新幹線整備に伴う糸魚川駅の整備費が、当初の15億円から3倍にもなる金額が提示されたことについて、他の駅舎、自由通路においてはどうかということでありましたが、これについては、両方とも当市のような例はなく、JR西日本コンサルタンツと細かいやりとりをしてチェックをして、必要なものを判断して落とすなりして事業費を確定しており、少しずつ変わっていったというのはありますが、設計の途中で何倍にもなったという話は聞いておらず、逆に金額を落としていった感が強いとのことでありました。

しかしながら、JR関係の工事について高いという認識はっており、高岡駅についてはその費用が高額になる理由としては、北陸本線上にあることから夜間作業となり、列車がとまる深夜12時から4時までであるとのことであり、準備等もあるため、実際に工事ができるのは2時間程度であること。そのほかに安全費がかかることや、貨物列車の調整、また氷見線、城端線、北陸本線、貨物線等の複数の路線が乗り入れていることから、線路幅が100メートルもあり、その長さを整備するのに必要な大きなクレーン等も、工事費増大の要因であるとの説明がありました。

また、JRの工事の単価については、国土交通省で基準も定めているようではありますが、工事自体は特殊な工事であると認識しているとの話がありました。

また、並行在来線の問題の対応状況を尋ねたところでは、内々には皆思っているようですが、今のところは問題として表面化しておらず、県が窓口となって対応を進めているとのことでありました。

このほかにも活発な質疑応答で情報を得ることができましたが、詳細は割愛させていただき、今後の委員会審査の中で反映させていきたいと考えております。

以上で、港湾交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。

大変失礼いたしました。

JR高岡駅の1日当たりの乗降客を「1,600」と読み上げたようでございますが、「1万6,000」名の利用客ということで、訂正をさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 5 . 第 2 次地域情報化調査推進について

議長（倉又 稔君）

日程第 5、第 2 次地域情報化調査推進についてを議題といたします。

第 2 次地域情報化調査推進特別委員会に付託中の本件については、調査が終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博第 2 次地域情報化調査推進特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔13 番 伊藤文博君登壇〕

13 番（伊藤文博君）

第 2 次地域情報化調査推進特別委員会の結審に当たりご報告申し上げます。

本委員会は平成 21 年 6 月 8 日に第 5 回市議会定例会で設置され、10 名の委員により情報化推進の意義と目的を明確にするための調査検討、情報基盤整備に関する調査検討、情報基盤整備計画の早期実現に関する調査検討の 3 点を付議事件として、本日まで延べ 7 回の委員会を開催し、本特別委員会に与えられた責任を果たすべく熱心な議論を重ねてまいりました。したがって、委員長報告も少々長くなりますが、よろしく願いいたします。

本特別委員会設置以前、新市誕生以来の 4 年間、前半を総務財政常任委員会、後半を第 1 次の特別委員会で長い時間をかけて審議をしてきました。その結果として、上越ケーブルビジョン株式会社提案の民設民営のケーブルテレビ方式が採択されたわけですが、これが市民の理解を得ることができず、加入数が事業実施条件に満たないため断念せざるを得ないことになったことから、本特別委員会が設置されました。

昨年 6 月 18 日の第 3 回特別委員会までの審議内容について、同年 6 月 28 日の市議会定例会最終日に中間報告をしていますので、その内容について簡略に申し上げます。

市の方針は、糸魚川地域と青海地域の N T T ・ B フレッツサービス提供地域以外を光ケーブル 2 芯方式で整備し、1 芯は通信用芯線として通信事業者と I R U 契約で貸し出し、もう 1 芯は放送用芯線として地上波デジタル放送難視聴対策に使用するというものであり、通信事業者との I R U 契約には 2 芯の維持管理を含む予定でありました。この段階での審議の焦点は、放送用芯線を使ってどのようなサービスを展開するかに絞られました。

昨年 6 月 18 日に第 3 回の特別委員会を開催し、地上波デジタル放送難視聴対策として、どのような方式で事業推進するかに焦点を絞って質疑応答が行われた結果、能生ケーブルネットの自主番組と、地上デジタル放送配信する方法を A 案とし、地上波デジタルのみを再送信する方法を B 案として、また、共聴組合が独自の共聴施設を維持する方法を C 案として併記することとし、共聴組合へは市の方針として全市的に格差のない行政サービスを提供する観点から A 案を推奨したいという趣旨を説明の上、それぞれの組合の意向を伺うことといたしました。

以上、昨年 6 月 26 日の中間報告の骨子について報告いたしました。

昨年 7 月 22 日に第 4 回、11 月 2 日に第 5 回、12 月 25 日に第 6 回、本年 2 月 19 日に第

7回の特別委員会が開催されております。

第3回特別委員会以降に、テレビ共聴組合に3案併記で説明を行い意向調査を行ったところ、本庁を能生ケーブルテレビに接続して、同じ放送内容を提供するA案を採択した共聴組合は4組合、218世帯、本庁アンテナ方式のB案を選択した共聴組合は21組合、1,226世帯であったことから、整備方法はB案の本庁アンテナ方式とすることが報告されました。なお、BS放送については、受信を希望した共聴組合は12組合、845世帯、受信を希望しなかったのは13組合、599世帯でした。

その後、4回の特別委員会での審議を経て整備方針が定まっておりますので報告申し上げます。

1点目として、情報基盤整備の方法であります。整備範囲は市が事業主体となり、NTT東日本の糸魚川局、青海局のプロードバンドサービス提供区域以外を光ケーブル通信用芯線、放送用芯線の2芯、または通信用芯線のみ1芯で整備し、NTT東日本へIRU契約で通信用芯線を貸し出し、通信事業はNTT東日本がサービスを提供し、放送事業は市が放送事業者となって本庁アンテナ方式で、地上デジタル放送難視聴地域にサービスを提供します。

通信用芯線は約3,700世帯を対象に整備し、放送用芯線はテレビ共聴組合などの地上デジタル放送難視聴地域の約1,850世帯を対象に整備することとしています。

2点目として、整備スケジュールは、国庫補助金の交付決定後に入札、仮契約を行い、3月市議会定例会で承認を受けて契約し、3月中に着工。平成23年3月に竣工、IRU契約、サービス提供と運びたい予定であります。

今回の情報基盤整備事業の国庫補助金交付申請について、2月18日の午後4時に交付決定の連絡が入っております。

3点目として、整備事業の発注において地元業者への発注についてですが、元請業者については、NTT東日本の電気通信技術標準実施方法開示の業者であること。かつ第1級有線テレビジョン放送技術者の資格を有すること。加えて特定建設業許可が必要であることから、地元業者で元請事業者となれる資格のあるものがないため、入札公告時に地元業者活用を文書で要請し、特記仕様書には、元請事業者が地元業者を優先採用することを明記する旨の説明がありました。

4点目として、設備事業費は総事業費10億90万円、うち補助対象事業費8億9,100万円です。

財源内訳として、地域情報通信基盤整備推進交付金2億9,700万円、公共投資臨時交付金5億3,460万円、過疎債補助対象事業費分5,940万円、過疎債単独事業費分1億860万円、起債合計1億6,800万円、一般財源130万円です。市の単独費用は一般財源の130万円と、過疎債の交付税措置除外分5,040万円の合計で5,170万円です。

既存の共聴施設撤去費は施設の状況により異なりますが、1施設でおおむね200万円程度であること。NHK共聴施設はNHKの助成制度があること。そのほかの共聴組合には、市補助の設定を検討することということになります。

引き込み工事費も国庫補助対象である。初期費用は、全額国庫補助対象により無償とすること。テレビ放送受信の月額利用料は500円を見込みとし、利用料金は基金で管理すること。貸し家、アパート等は光電変換装置、ONU1台につき月額利用料金を負担すること。今回の整備後の加入は、引き込み工事費等は実費といたします。

設備の維持管理の方法は、ONU、引き込み線の維持管理は国庫補助事業対象であるため5年間は市が管理し、それ以降は利用者が管理する。市の管理は指定管理制度等を考えている。利用料金の納付方法は、各共聴組合の判断に任せる。

BSデジタル放送の受信の方法については、BSデジタル放送は再送信いたしますが、Bキャストカード等の機械的な制御があるので、NHK衛星受信契約は各自の判断に任せることとしております。

5点目として、糸魚川市地域情報化の今後についての調査検討についてであります。平成22年度以降、庁内検討委員会を設置し、目まぐるしく進展する情報通信技術、ICTを活用し、行政サービスの利便性の向上や行政の効率化の推進に向けて、さまざまな課題について継続的に調査検討することとし、庁内検討委員会で検討する事項としては、

1. 情報基盤を活用した行政サービスでは、公共ネットワークの活用、電子申請等の行政手続のオンライン化、健康福祉教育等に行政サービスの高機能化、高度化を目指す。
2. 住民にわかりやすい情報提供では、コミュニティ放送、市ホームページについて検討する。
3. 光ケーブル1芯整備地域のあり方では、能生地域と糸魚川地域、青海地域の課題解決策の検討、住民ニーズの把握について検討することとしております。

なお、能生ケーブルネットのデジタル化については、地上波デジタルへの完全移行とあわせて、アナログ方式からデジタル方式に移行するための事業を、平成22年度、4,000万円、平成23年度、4,290万円の事業費で予定している旨の説明がありました。

6点目として、ホームページの再構築作業では、基本方針として、糸魚川市公式ホームページを、市民、事業者、並びに市外の方にとって、より魅力があり、利用しやすいものとなることを目指して再構築する。

目的は、

1. 職員によるコンテンツの作成、更新の容易性を高めること。
2. 高齢者などさまざまな利用者に対して、利用しやすい環境整備や携帯端末等にも対応すること。
3. 情報提供機能を充実することで、統一された形式、操作性で目的の情報をたどりやすくし、使いやすいホームページにすること。
 1. 現行システムからの主な変更点、改善点では、写真やイラストなど視覚的な要素を充実させることにより、閲覧者に親しみやすいトップページやコンテンツを提供できるようにする。
 2. 読んでほしいコンテンツをトップページから注目させるさまざまな仕掛けをつくることのできるようにする。
- 3点目として、データベースサーバー、公開サーバー等の機器本体を庁舎の外に設置することにより、よりセキュリティーにすぐれ、耐震対策が確保でき、また、業者が保守作業及びトラブルに迅速かつ容易に対応できるようにいたします。

新規導入予定の機能では、

1. トップページデザインの配置変更を市職員が対応できる。
2. 閲覧、アクセシビリティ機能を追加する。アクセシビリティ機能とは、高齢者や障害

者の閲覧しやすさに配慮した機能でありまして、文字拡大、音声読み上げ、平仮名表記、色標示変更などであります。

- 3．動画の充実に対応できる機能を追加する。
- 4．アンケート集計機能を追加する。
- 5．更新、新着情報を自動的に画面標示できる機能を追加する。
- 6．詳細なアクセス解析ができる機能を追加するとなっております。

また、第7回の委員会では、新しいホームページの概要について、プロジェクターを使ってのデモンストレーションが行われております。

以上の結論に至るまでの主な質疑応答についてご報告申し上げます。

昨年7月22日の第4回特別委員会では、ケーブルテレビ方式によらないことになった以上、ブロードバンド方式でできるものを徹底的にメニュー化していかなければならない。今後どのような方式でコンテンツづくりの中で情報基盤整備を続けていくのか。また、インターネット加入率の見込みはどうかという質問に対し、ユビキタスタウン構想推進事業の中で、市民や企業を巻き込んだシステムを考えている。ジオパークを看板にして、交流人口をふやすために市外向けの英語版のGISをつくることを検討している。海外からも英語版を見ながらわかるようにしたい。また、加入率ということでは、せめて国のレベルの50%に近い数字に向かっていけばよいと思っているので、まず50%を目標にして、いろいろな事業を使って普及、啓発活動をしたいと考えているという答弁がありました。

また、情報を得ることのできる人間と、得ることのできない人間で格差が広がっていく。今後、ブロードバンド環境を整え、インターネットを使ってさまざまな施策をやろうとすると、今までやってきたようなIT講座、パソコン入門教室などを施策としてやっていかなければならない。セキュリティ対策の問題も含めて、今後どうやって進めていく考えかという質問に対し、行政サービスをもっとIT化をする中で、市民生活の中に入り込んでいかななくてはならないというのが基本だろうと思う。そういう中で先進的な方向性を理解してもらうには、自分たちの生活の中で、環境づくりの努力をしていかななくてはならないわけだが、行政サービスもITの環境を取り入れながら理解していただくよう努めていきたいという答弁がありました。

昨年11月2日の第5回特別委員会では、共聴施設の撤去費について新たな補助制度をつくるのかという質問に対し、新たに市の補助を設定するのかについては明確に決まっていない。撤去費の負担については、共聴組合の皆さんと協議しなければならない。補助をすれば、市の補助の規定を見直さなければならないが、細かな状況及び設定について報告できる状況ではないという答弁がありました。

また、糸魚川地域は地上デジタルを500円で見られる。能生地域も地上デジタルだけでいいよ、コミュニティ番組は要らないよという状況になるのではないかと。そうなると市長の方針によるコミュニティ番組を醸成させたいという基本的な方針、路線から、逸脱することになるのではないかと。質問に対し、能生地域については1,500円という料金設定であるが、コミュニティチャンネルは能生地域で根づいて評価も高いというふうに理解している。能生地域の皆さんの意見をきちんと把握した上でないと、方向性は出ないと思っているという答弁がありました。

昨年12月25日の第6回特別委員会では、整備計画図を見ると、糸魚川地域と能生地域の間に

わずかな空白地がある。1市1サービスを目指すと言っているが、その方向性が見えない。構想なき整備ではないかという質問に対し、今回は補助対象事業内容により整備し、新年度で調査検討したい。いろいろな課題があるということであり、1市1システムが理想ではあるが、システムが異なっても、1市1サービスを目指すのかを踏まえて比較検討するという答弁がありました。

また、広大な範囲の仕事が22年度中に完成可能なのか。また、施工に当たって地元業者がかかわれるような指導を行ってほしいという質問に対し、平成21年度中に発注して、1回の繰り越しは認められているので、平成22年度中の完成を目指すことになる。発注については、できるだけ地元業者に発注したいという考えがあるが、国庫補助事業については分割発注は好まれていない。交付決定が出た時点で国と相談したいという答弁がありました。

また、ホームページの更新に関しシステム構築の契約先と金額は、なぜ市外の業者なのかという質問に対し、鳥取市のソズで、契約金額は374万3,250円であり、利用料は月々17万6,575円の予定である。コンテンツマネジメントシステムというパッケージのシステムがあって、これを扱う業者がないため市外の業者になったという答弁がありました。

本年2月19日の第7回特別委員会では、市内の地上波の受信状況をどのように把握しているのかという質問に対し、共聴組合については既に説明している。それ以外の視聴が不安定な箇所について区長と話をしている。国の出先機関に依頼し調査しているので、ルートの的にも制御していく箇所についても柔軟に対応しながら進めていきたい。

また、関連する質問に対し、整備計画図の地上デジタル放送受信不良地区に大野地区が入っていないが、もう一度精査して、ルートのにも可能であれば柔軟に対応したいと思っているという説明がありました。

ホームページの再構築に対し、新しいシステムを使っても情報をアップしなければ何もならない。情報の管理をだれが行うのかという質問に対し、各課から情報を上げて企画財政課が管理する形態になっている。新しいシステムの仕組みを周知し、その利用を各課に徹底して、的確に情報を流すように努めていきたいと答弁がありました。

また、平成22年度から取り組む調査検討の内容について、委員から具体的に提案がありました。これに対し市長、副市長からようやくではありますが、委員からの具体的提案を含めて、全国的な通信環境や民間側のサービス内容、そしてそれを踏まえた糸魚川市のサービス提供の効率的なあり方について、安くてよいサービスというニーズにこたえていくように検討するという姿勢が示されました。

そのほかに多くの質疑応答がありましたが、報告は省略いたします。

以上、7回の特別委員会を終え、今回の緊急経済対策に基づく地域情報基盤整備の方針と、ソフト面において来年度以降、本格的に調査検討するという方針が決定されましたので、本特別委員会を結審することといたしました。

結審に当たり委員から、次の意見を委員会集約事項とするように提案があり、平成22年度から十分な調査検討を行い、情報格差が地域間格差につながらないように、今回の地域情報基盤整備で構築されるシステムを有効活用したよりよいシステム、より使いやすいシステムを構築すること。

また、IRU契約の内容については、災害時等の対応について市民の不利益にならないように契約内容を厳しく検討し、交渉されたいとの集約がなされました。

合併前から長い時間をかけて議論してきた情報基盤整備について、本特別委員会においても昨年の6月より集中的に難しい問題を審議してまいりました。関係者の皆様には議事進行にご協力いただきましたことに対し、改めまして敬意を表し、厚く感謝を申し上げまして委員長報告といたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

日程第6．議案第4号から同第12号まで、議案第22号から同第24号まで、
議案第37号、議案第38号及び同第59号

+

議長（倉又 稔君）

日程第6．議案第4号から同第12号まで、議案第22号から同第24号まで、議案第37号、議案第38号及び同第59号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

本定例会初日の3月1日及び11日において、総務文教常任委員会に付託となりました案件は、議案第4号から同第12号まで、議案第22号から同第24号まで、議案第37号及び同第38号、追加議案の議案第59号の15件であります。

審査は、去る3月16日及び本日26日に終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案15件についてはいずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

16日の当委員会で、副市長から議案の一部訂正についての発言を求められ、訂正内容について説明を受けました。

1点目は、議案第4号、糸魚川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてで、市長部局職員数と教育委員会職員数が誤っていたもので、合計数は変更なしの610人であるが、新しく新年度からの組織変更によって、市長部局から教育委員会部局に配置がえになることから、市長部局を15人減員し295人に、教育委員会部局を15人増の150人としたいというものであります。

2点目は、議案第23号、能生地区で進められている国土調査における字の表示誤りであります。変更後の表記を、大字鬼舞字イン田とすべきところを、犬田前と誤って表記したものであります。以上の2点について訂正をしたいが、委員会で今後どのように進めたらよいか、委員長の方をお願いをしたいとの報告がありました。

この報告を受け、16日は説明のみにとどめ、最終的な取扱いについては議会運営委員会開催後、26日最終日に正式な議案の訂正の承認が得られた後、再度、委員会を開催し、当該議案について審査することといたしました。

当委員会といたしまして、嚴重注意を行っております。また、正副議長、議会運営委員会の正副委員長、当常任委員会の正副委員長との話の中で、議長においても市長に嚴重に申し入れを行うとの話があったことを報告しております。

副市長からは、職員一人一人の自覚と意識改革が当然必要だと思っているので、善処の仕方についてはもう少し内部で検討し、このようなことが2度とないように努めていきたい。大変迷惑をかけたことについては、おわびを申し上げたいとの謝意がありました。

議案第5号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員から、退職手当審査会の設置はいつごろまでに設置するのか。退職審査会のメンバー構成についての質問に、年度末までに新たな規則を制定する予定であり、メンバーについては他市町村の前例等を見ているが、5人から6人くらいの人数を検討している。メンバーについては、学識経験者、法律に詳しい方を予定している。設置については、対象となる案件があったときに何人が任命をして、組織して、審査をしていただくと。そういった事態が発生したときに、審査会を設置したいと考えているとの答弁がありました。

議案第8号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員から、配偶者と事実婚が同時にある場合は、その取り扱いはどうなるのかの質問に、かなり法的に細かなデリケートな部分があるが、実際に配偶者がいれば、配偶者が優先すると考えている。まだ始まったばかりの制度であるので、詳細については、県、国等に確認をして、間違いのない適正な執行をしたいとの答弁がありました。

議案第11号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定については、担当課から博物館展示物の音声機器の使用料を定めるため、所要の改正を行うものであるとの説明を受けました。

委員から、音声ガイド機器の価格は1個幾らで、何基設置するのか。音声ガイド機器は各メーカーでもいろいろなものがあるが、その中で、どこがよくてその機械に決定したのかの質問に、機器の価格は、充電器セットで1基税込み1万5,225円である。台数は、フォッサマグナムミュージアムに20台、青海自然史博物館に5台の設置を予定している。機種を選定であるが、今回購入し

たものが一番ポータブルで、利用しやすいということであるとの答弁がありました。

議案第37号、平成21年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算(第1号)では、歳入で、教育活動利用、宿泊で78万円とあるが、利用者ベースとあわせて詳細な説明をお願いしたいとの質問に、12月までの実績で171万9,068円の教育利用の宿泊があった。それに1月から3月までの昨年度の利用実績等を勘案して、本年度202万6,000円程度を見込んでいる。当初予算124万円との差額78万円を、今回補正という形で上げたものである。利用者は2月末現在で把握している数字として、教育宿泊で高校生以上の大人という形になるが179人、中学生で173人であるとの答弁がありました。

議案第59号、契約の締結について(糸魚川市情報基盤整備工事)については、契約状況はの問いに、担当課から、元請業者については既に株式会社NTT東日本新潟ということで決定した。下請については電設業協会と協議をして、1次下請、2次下請については、地元の優先的な採用を特記仕様書によってお願いをしている。

また、本工事に使う部材についても、市内で確保できるものは市内で調達をしてもらいたいということで特記仕様書に明記している。今後、下請業者と元請業者との調整会議を開催するし、先般、入札決定後にも電設業協会に案内したところである。

市内に下請業者として工事のできる事業所、会社というのは何社あるのかの問いに、光ケーブルという特殊な工事であるので、実際、どこまで下請に入れるか非常に難しいところであるが、その中で、現在、光ケーブルを扱っている業者は、3ないし4社程度である。今後の保守の維持管理も含めて教育という面で、なるべく元請から指導的立場でお願いしたいと伝えているとの答弁がありました。

また、IRU契約というものを慎重に結ばなければならないと思うがいかがかの質問に、IRU契約については、これからこの委員会で審議してもらうことになるので、もう少し中身については検討させてもらいたい。もう少し細部についてはNTTの関係者とも詰めないと、ここだけで返事できないものもあると思っているので、今後の委員会の中で審査していただきたいとの答弁がありました。

今後、情報化基盤整備に関しては、総務文教常任委員会の所管として取り扱うことになるが、さまざまな意見等々を申し上げると同時に、資料を提供していただき、慎重に審議に入っていきたいとの要望を行いました。

そのほか議案についても若干の質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長(倉又 稔君)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

高澤 公議員。

19番(高澤 公君)

ただいまの総文の委員長報告につきましては、非常に細かく内容をわかりやすく、それについて

は意見はございませんが、冒頭に本日行った議案第4号、第12号、第23号の報告がなかったような気がするんですが、それはきょうの議会で休憩を取って委員会を開いていただいて、きょう結審しとるわけですから、その報告があつてしかるべきものと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

今の高澤議員の質問でございますが、先ほど委員会を開かせていただきました。そして議案の訂正の案件について、再度、説明等々を審議させていただきました。

その中で、特段報告すべき質問事項等は出ませんでしたので、この場で報告を今申し上げなかったわけでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤 公議員。

19番（高澤 公君）

経過はよくわかっております。ただ、きょうの本会議の流れを見ますと、委員長の冒頭の何月何日に審査しましたという中に、きょうの日付が入ってなかったと思うんですが、どうですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

私の方では4号から12号までと、議案の案件すべてを述べさせていただいて、審査は去る3月16日及び本日26日に終了しておりますということで、冒頭でお伝えしたと記憶しておりますが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

高澤 公議員。

19番（高澤 公君）

それであれば、私の間違いでありました。報告してあれば、私の間違いでありました。

以上です。

議長（倉又 稔君）

暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

午前11時43分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号、糸魚川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、糸魚川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、糸魚川市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、糸魚川市博物館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、平成21年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号、平成21年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 . 議案第13号、議案第14号、議案第25号、議案第26号、
議案第39号から同第43号まで、請願第1号、請願第2号、
陳情第2号及び発議第3号

議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第13号、議案第14号、議案第25号、議案第26号、議案第39号から同第43号まで、請願第1号、請願第2号、陳情第2号及び発議第3号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

それでは定例会初日、本委員会に付託となりました議案第13号、第14号、議案第25号、第26号及び議案第39号から同第43号、請願第1号、請願第2号、陳情第2号につきまして、去る3月12日午前10時から委員会を開催しておりますので、その経過と結果につきましてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案につきましてはいずれも原案可決、請願第1号、請願第2号につきましては不採択、陳情第2号につきましては採択であります。

審査における主な意見につきましては、議案第14号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、市税滞納の生活保護者など救済のため特例として入居させるとのことであるが、入居者に対する税金の支払い要請と家賃について、また、予測される入居者数について把握しているか。担当課での考えについて説明願いたいとの質問に、市税の滞納につきましては、生活保護を開始後3年経過することで不納欠損として処理される。また、家賃につきましては生活保護手当の中で、住宅手当がその中に支給されており、福祉事務所と協議の上、代理納付により納付し、滞納を防止するという処置を行う。福祉と相談した中で、今回こういう提案をさせていただいた。今現在、入居されている方が45世帯で、今回の対象世帯は5世帯と考えているとの答弁がなされました。

次に、議案第39号、平成21年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、汚水枝線築造事業について、物件移転補償と汚水枝線築造工事の大幅減額について説明願いたいとの質問に、上刈のミニ土地区画整備事業において工事予定であったものが、組合の設立等がおくれたため22年度へ下水道工事が持ち越しになったことによる大幅な減額、その他に工事の請け差、また他地区のミニ開発、宅地造成が予定されていたものが数件、22年度へ先送りとなるということで減額となったものであるとの答弁がなされました。

次に、議案第43号、平成21年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第2号）につきましては、第4条、特別損失を加えるに至った経過と内容についての説明願いたいとの質問に、特別損失としての経理の扱いにつきましては赤字処理について2つの方法があり、1つは、かかった経費を今後、何年間にわたり分割する経理の繰り延べ勘定という方法と、もう1つは、特別損失という処理があり、今回は短期的であること。また、繰り延べ勘定とした場合には、そのお金をガス料金で負担しなければならない。今回の熱量変更は糸魚川地区、能生地区のみにかかる部分で、ガス料金には転嫁しないという趣旨があることから、特別損失として内部の貯金をもって取り扱いたい趣旨から計

上したとの答弁がなされました。

このほかにも各議案について論議が交わされておりますが、特段報告する事項はございません。

次に、請願第1号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める請願につきましては、委員から、企業あつての雇用ということにもなるし、経営者も生き残りのために精いっぱい努力している現状じゃないかという意味で賛成しかねる。むしろ就労できていない方が全国にいますので、そういう面の景気刺激策によって、1人でも多く就労できるよう、そういう環境ができた上で、最低賃金を引き上げようというのであれば趣旨としては理解はできるが、そういう面では難しいと思ひ反対であるなどの意見があり、賛成少数で不採択となっております。

請願第2号、労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願につきましては、製造業など景気の動向によって忙しくなったり、急速に悪化したりして、企業そのものの存続が危うくなってきていることを考えれば、正社員の雇用確保等も考えた場合に難しいと思うので、趣旨は理解できるが、賛成しかねる。

派遣自体にはいろいろ問題があると思うが、今この派遣で何とか食いつないでいる会社、また派遣会社自体もそうだが、そこで雇用を生んでいるという事実もあり、これを早期に改正するという形で上げてしまうと、そうしたところも立ち行かなくなるということもあり、この件につきましては反対であるとの意見があり、起立採決の結果、賛成少数で不採択となっております。

陳情第2号、土地改良事業予算の確保に関する陳情につきましては、異議なく採択となっております。

これにより本陳情は意見書の提出を願意としておりますことから、発議第3号を提出いたします。

これより意見書の案文を読み上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

糸魚川市の農業は、食味のよい高品質な米づくりを中心に発展してまいりました。

また、同時に農山村は、豊かな自然の中で歴史と地域文化をはぐくむとともに、国土の保全や水源のかん養など、さまざまな機能を発揮してきたところであります。

しかし、近年の米消費の低迷や米価の下落、さらには農業従事者の高齢化をはじめとする担い手不足等、農業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況となっております。

当市では、糸魚川市農業振興プラン、糸魚川市環境計画を策定し、農業・農村が危機的状況にある中で、兼業農家、高齢農家などをはじめ多様な構成員からなる地域農業を、担い手を中心として再編しており、農産物の生産拡大と農地の有効利用を図るための土地改良事業が、農業振興の重要な施策の一つとして位置づけられております。より安定した農業経営を確保するために担い手の育成を進めるとともに、作業効率が高まるよう、ほ場整備やかんがい排水事業等の整備には、国・県営等の事業を活用し、地域の実態に即した効率的な生産基盤整備を進めるなど積極的に事業展開してきたところであります。

しかしながら、平成22年度国の当初予算案では、土地改良事業予算が大幅に縮小され、このままでは地域農業の持続的発展はもとより、安定した農業生産の確保も危ぶまれるところであります。

また、土地改良事業は農業のみならず、地域の防災機能や環境保全機能など市民の生命と財産を守る大切な役割も担っており、今回の国の整備方針では、このような機能を十分に発揮することは困難であり、市民生活全般にわたる安全の確保が大きくそこなわれることを強く懸念しております。

つきましては、糸魚川市の農業生産振興を図り、地域防災や地域環境保全の機能が発揮され、国

民の期待にこたえる上で、その礎となる土地改良事業予算の安定的な確保を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長へ意見書を提出するものであります。

以上で委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

16番（池田達夫君）

日本共産党市議団の池田達夫です。

私は市議団を代表して、請願第1号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める請願について、そして同時に請願第2号、労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願についての賛成討論を行います。

初めに請願第1号ですが、請願の内容は低過ぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため国に対して意見書を提出するというものです。

第1に、この数年、日本ではワーキングプアが急増しております。

総務省の調査によっても2008年の雇用労働者5,159万人のうち、年収200万円未満の人は1,725万人で、全体の34.3%、3分の1強となっています。これらの人たちは、さまざまな職場で懸命に働き利益を生み出しながら、低賃金ゆえに貯蓄もできず生活困窮状態に陥っております。こういった状況は、昨今の問題が不安定雇用に加えて、低賃金問題が深刻であることを示すものです。

2番目は、現在の最低賃金の現状であります。

2009年は最高が東京都の時給791円で、低いところは沖縄県、宮崎県などの時給629円となっています。新潟県は時給669円ですが、これにしてもこれは全国平均713円より44円も少なく、全国平均の約94%にしかありません。しかも対前年、引き上げ額はゼロという状態です。新潟県の最低賃金は、生活保護水準に引き上げることを目指して、差し当たって月額15万円以上、日額7,400円以上、そして時間給1,000円以上にする必要があるのではないのでしょうか。

3番目に、最低賃金の大幅引き上げとあわせて、中小企業支援の拡充、強化が必要です。

働く人の7割は中小企業で働いています。そして従業員5人から29人の小企業を見れば、大企

業の賃金の50.5%、約半分までに賃金が落ち込んでいます。今、国の責任で中小企業への本腰を入れた振興を図っていくことが求められています。中小企業全体を、日本経済の根幹と位置づけていくことが求められております。

EC、欧州連合では、2000年に欧州小企業憲章をつくり、小企業を経済のバックボーン、背骨と位置づけ、本格的な振興策に乗り出しています。最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくし、早急に日本経済を景気回復への道に導くために、この請願に賛成をします。

2番目の請願第2号、労働者派遣法の抜本改正を求める請願についてであります。

請願事項は、1番目に、深刻な雇用破壊、派遣切りとワーキングプアを生み出した労働者派遣法を早期に抜本改正すること。2番目に、労働者派遣法の改正に際しては、常用雇用の代替にはならないという原則に立ち戻ることであります。

まず最初に、労働者派遣法の抜本改正です。しかも早期の改正です。派遣労働の問題は労働者の運動が世論ともなり、労働法制の規制緩和から規制強化への潮目の大きな変化をつくってきました。文字どおり抜本改正と言えるような派遣法改正を行い、雇用は正社員が当たり前という社会に進む第一歩としていくべきです。

2番目に、派遣法の改正に際しては、常用雇用の代替にはならないという原則に立ち戻るために、少なくとも次の点が必要となるのではないのでしょうか。

1番目に、大きな社会問題となった製造業における派遣切りの深刻さも踏まえ、製造業への労働者派遣を禁止すること。

2番目に、労働者の雇用と生活を著しく不安定化させている登録型派遣を原則禁止すること。

3番目に、違法派遣、偽装請負の場合には、派遣先企業への直接雇用を義務づけるみなし雇用規定を創設すること。法に違反した派遣先、派遣元企業への罰則を強化すること。

最後に4番目、派遣労働者を組織する労働組合との団体交渉応諾を派遣先企業に義務づけること。

以上のように、雇用破壊に歯どめをかける実効ある改正が求められております。雇用破壊をなくし、貧困と格差を解消していくために、この請願に賛成いたします。

以上で賛成討論を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

請願第1号、同第2号について賛成の討論をさせていただきます。

企業あつての労働者だ、こういう見方もあります。建設産業の委員会でもそういう論もありました。今、委員長報告のように。しかし一方、私は労働者あつての企業でもある。そういう考え方に立ちますと、この2者というのは、やはりセットで考えなきゃならない。ここに出てきた請願も、そのセットということをおはくみ取るわけであります。

したがって、この趣旨に基づいておる願意は妥当なものである、採択すべきであるというふうに、この1号を考えます。最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求

める請願、賛成の討論をさせていただきます。

いま1つ、第2号のこれは労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願であります。まさに、これは付記といいますか、記のところに書いてある派遣切り、ワーキングプアを生み出したこの派遣法をいうものを抜本改正をしてくださいと、こうっております。まさに、これに尽きるんじゃないかと、私はそう思います。

したがって、これも第1号と同様に、願意、趣旨、妥当なものと認め、採択ということで賛成の討論をさせていただきました。

以上です。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 開議

+

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより議案第13号、糸魚川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、糸魚川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号、平成21年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、平成21年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号、平成21年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号、平成21年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号、平成21年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第2号）についてを採決い

たします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより請願第 1 号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める請願を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は不採択であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本案は不採択することに決しました。

次に、請願第 2 号、労働者派遣法の早期抜本改正を求める請願を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は不採択であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本案は不採択することに決しました。

この際、議事の都合により、発議第 3 号についてを先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第 3 号、土地改良事業予算の確保に関する意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより陳情第 2 号、土地改良事業予算の確保に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第 8 . 議案第 1 5 号、議案第 1 7 号から同第 2 0 号まで、

議案第 2 7 号から同第 3 1 号まで、議案第 3 4 号から同第 3 6 号まで、

請願第 3 号及び発議第 4 号

議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 15 号、議案第 17 号から同第 20 号まで、議案第 27 号から同第 31 号まで、議案第 34 号から同第 36 号まで、請願第 3 号及び発議第 4 号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11 番 中村 実君登壇〕

11 番（中村 実君）

本定例会初日に、当、市民厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第 15 号から同第 20 号まで、議案第 27 号から同第 31 号まで、議案第 34 号から同第 36 号までの 14 件と請願第 3 号であります。

さる、3 月 15 日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第 16 号を除く議案 13 件については、いずれも原案可決、請願第 3 号は採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

議案第 36 号、平成 21 年度系魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）では、施設に入所できなくて、ショートステイと老健施設を転々とするケースがある。施設をふやすと保険料アップにつながるが、こういったことについては、どのように考えているのかとの質問に対し、施設整備については、保険料を考えずに利用者だけを考えれば施設は不足していると思うが、保険料への影響がある仕組みに現在はなっているので、結果として、施設数をふやしようがない。

また、施設整備については国の整備指針もあり、要介護 2 から 5 の方の 37%と決められているが、当市においては、既に 40%から 41%の間となっている。国の大幅な方針転換がない限り施設整備は難しい。さらに利用されている方が 2 割弱で、利用されていない方が 8 割という中で 8 割の方の意見にも配慮し、バランスをとって進めていかなければならないと思っているとの答弁がありました。

その他の議案についても若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

なお、議案第 16 号、系魚川市健康づくりセンター条例の制定については、施設の拠点性及び指定管理者制度導入に関する整理が不十分であったことから、委員会として継続審査とすることにしております。

次に、請願第 3 号、350 万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願については、異議なく採択しております。

本請願は意見書の提出を願意としていることから、発議第 4 号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

わが国には B 型肝炎・C 型肝炎感染者、患者が 350 万人もおり、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針、筒の使い回しなどの医療行為による感染で、国の責任による医原

病とされる。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝臓がんに進行し、命が危険となる重大な病気である。肝炎患者の大半はインターフェロン治療の助成以外は何の救済策もないまま、病気の進行、高い治療費負担、生活困難にあえぎ、毎日120人ほどの患者が命を奪われている。感染に気付かず、治療しないまま肝炎が進行している人も少なくない。

肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定血液製剤を投与して感染したことが、カルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続を経て国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法（以下「救済特措法」という。）」が平成20年1月に制定された。

しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気づいたときにはカルテの保存義務の5年が過ぎており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による対象から除外されている。

救済特措法制定の際の衆参両議院の附帯決議にあるように、手術記録、母子手帳等の書面、医師等の投与の事実の証明、本人、家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は薬害肝炎被害者として認め、特措法を適用し広く救済する枠組みにしなければ救済されない。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いており、B型肝炎患者救済のために早期の解決が求められている。

以上のようなB型・C型肝炎感染の経緯をふまえて、国内最大の感染症被害をもたらしたことに對する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定め、肝炎対策基本法が平成21年11月に制定された。患者救済の根拠となる基本法はできたが、国の肝炎対策基本方針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ、患者の救済は進まない。

よって、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するため、次の事項について速やかに必要な措置を行うように強く要望する。

- 1、肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
- 2、「救済特措法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶、証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。
- 3、集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。
- 4、肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。
- 5、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。
- 6、医原病であるウイルス性肝炎の発症者に、一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、総務大臣、厚生

労働大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

26番（新保峰孝君）

日本共産党議員団を代表して、議案第30号、31号の反対討論を行います。

議案第30号、契約の締結についてであります。須沢の糸魚川市健康づくりセンターの建築工事を3億4,125万円で契約するものであります。議案第31号の契約の締結については、同じく健康づくりセンターの機械設備工事を1億9,740万円で契約するものであります。

現総合福祉センター施設は1975年に建設されたもので、約35年経過した施設であります。必要な耐震補強等をすればまだ使えると思えますし、広い市域の中で健康づくりのため1カ所に大きな施設をつくってもあまり効果がないと考えるものであります。今後、市の財政が厳しくなっていくことも予測される中で使えるものは使い、市民要望にできるだけこたえられるようにしていく必要があると考えます。

このような点から、議案第30号、31号に反対するものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

議案第30号、同第31号、同じく契約の締結でありますけれども、この両議案について反対討論をさせていただきます。

まず、議案第30号、契約の締結について、これは建築工事であります。

これについては私、いつも言わせてもらっておるのでありますけれども、施設の性格づけ、さらには、できる規定とはいいいながら、こういう施設に入っていくといいでしょうか、指定管理者制度、こういうものが絡んでくる、この性格づけ。この2者の明確な位置づけ、そういったものに十分な

踏み込みがまだ私はないと思っております。

しかも今、この健康づくりセンターでありますけれども5億円を超える金が投じられる。一方で、ご存じのように柵口温泉センターに見るように、やはり同じく健康福祉、地域づくり、あるいはいろんな格の位置づけがあるんですけれども、こういったものには非常に今、不安定な空気の中で動いて、これも事実であります。

こういった動きの中で、この30号、31号による建設、これは時期尚早であると、私はそう考えます。そういった意味で、やはり全体の民意というものを考えながら建設に当たるべきである、したがって時期尚早である。こうすることで30号、契約の締結については反対をさせていただきます。同じく議案第31号についても、同様な論で反対とさせていただきます。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号、糸魚川市障害者社会参加促進センター条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市児童デイサービス施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、契約の締結についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

次に、議案第31号、契約の締結についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

次に、議案第34号、平成21年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、平成21年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号、平成21年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、議事の都合により、発議第4号についてを先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第4号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第3号、350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択

の請願については、採択すべきものとみなします。

日程第9 . 議案第33号

議長（倉又 稔君）

日程第9、議案第33号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

本定例会初日において、議案第33号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算（第10号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る3月16日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

総務課関係では、選挙執行費、時間外勤務手当が348万6,000円も減額となっているが、詳細説明をお願いしたいとの質問に、大きな減額の理由は、開票時間が当初予定していた時間よりも早く終わったことによる開票に従事する職員の時間外手当の減額である。さらに、期日前投票の期間が長い期間であったが、そこに従事する職員の事務を早目に切り上げるように努め、時間外勤務手当を抑えたとの答弁でありました。

企画財政課関係では、ジオパークの関係で、香港との姉妹提携を今後どのように取り組んでいくのかとの質問に、世界ジオパークは多くがヨーロッパと中国にある。その中で、ジオパークをリードしているのはヨーロッパである。そういう中で、アジアが一体となって頑張る必要がある。台湾からも声をかけてもらっていて、今後は香港を含めてアジアのネットワークをつくる中で、今後、いろいろと事業展開をしたいと考えている。

香港ジオパークと姉妹提携をする中で、現地では日本語のガイドブックや看板をつくりたいということで学芸員の派遣要請があった。8月22日に、日本ジオパークネットワークの系魚川大会を予定しているが、4月10日ころの国際ジオパーク会議で香港ジオパークの代表と市長が会うので、本市へ来てもらい、活動状況の報告をしてもらえるよう調整し、今後の連携に向けて意見交換をしたいということで、進めていきたいと思っていると答弁でありました。

教育委員会関係では、どこの公民館でも地デジ対応のテレビというのは購入してもらえるのかの質問に、既に一部の公民館には地デジが映るテレビが入っていたので、それを除いて整備をした。33館全部に地デジ対応テレビを配置したということであるとの答弁でありました。

そのほかにも質疑はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

17番（古畑浩一君）

議案第33号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算（第10号）のうち、定例会初日、当委員会に付託となりました関係部分につきまして、去る3月12日午前10時からと3月19日午後7時20分から委員会を開催しておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

なお、19日の委員会につきましては、12日の本委員会に対して行われた説明と予算審査特別委員会で行われた説明の中で、議案第33号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算のうち、建設課関連、除雪機械購入費の答弁に差異が生じたため、議事録修正のために急遽開会されたものであり、修正は承認されております。

なお、説明に差異が生じたことに対し、委員長において口頭による嚴重注意を行っており、行政部局より陳謝を受けております。

審査の結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査における主な意見につきましては、商工観光課関係で、運輸諸費、エコタクシーの普及促進補助金について、社会傾向からすると導入すべき思うが、執行残となっている。これは車体が高くて購入が難しいためなのか、系魚川市ではニーズがないためなのかとの質問に、ニーズがないということではない。各会社の考え、資金繰り等でも対応可能な台数が、今回の補助対象として申請されたものと受けとめている。

補助金の仕組みとしましては、通常の中古車を買った場合とエコ車を買った場合の差額について補助するものである。通常の中古車を買いかえる資金が必要となるので、全部の台数を入れかえるほどの余裕もない状況を踏まえ、会社の中で検討され、今回の台数を買いかえたものと思っているとの答弁がなされました。

次に、中小企業向け資金貸付事業について、融資に対する貸付審査の状況はどうか、倒産に伴う行政による損失補償とはどういうことなのかとの質問には、貸付審査については中小企業者は、まず信用保証協会へ申請を上げる。そこで認可されないと金融機関も動けず、市へも申請が上がってこない。信用保証協会の判断に準拠して金融機関が貸付申請を行っている。

損失補償の制度は平成11年1月から旧系魚川市で始められた制度で、合併後も引き続き行っている。12月末現在、件数で276件、契約保証対象融資が17億1,000万円ほどである。平成11年以降、最近では平成19年にあった。トータルでは7件、企業数では5社、損失補償額で550万円。そのうち後日の財産の処分などでの回収金が32万1,000円ほど戻っている。

損失補償の割合については、市と信用保証協会が契約に基づいて行われるが、その考え方は、信用保証協会ではリスク分担をしたいという考えから、従前このような形で契約してきたが、平成19年度からは信用保証協会との損失補償契約をやめており、その後の損失補償のものについては出てこない。

ただ、平成20年から当市において新たに借りかえ制度を設けた。この中で平成18年度以前のものの借りかえも生じてくるが、その平成18年度以前のものの借りかえについては、平成20年度以降発生したのものについても損失補償契約は続くという考え方である。

また、保証対象契約について、すべての事故があった場合の保証契約ではなく、限度額を設けている。具体的に、今回の対象となるものについての平成17年度の地方産業育成資金ということで考えれば、損失補償の限度額が838万3,000円ということになる。そのうち平成20年度まで167万7,000円を損失補償した。さらに今回出てきたものが追加されるということで、年度ごとに限度額を定めており、その範囲内での損失補償契約ということである。

今後、損失補償をしなければならない契約数は、対象が276件、契約保証対象融資が17億1,000万円ほどであるが、仮にこれが全部貸し倒れになったとすると、2億9,800万円ほどになる。信用保証協会では事故率を試算しているが、当市の過去の事故率は1%にも満たない。仮に事故率を5%として算出した場合、1,490万円ほどの想定となるとの答弁がなされました。

次に、並行在来線対策事業の新潟県並行在来線開業準備協議会負担金の減額について、詳しい説明を求める。また、全体ではどれだけの予算が計上されていたかとの質問に、当初、車両基地や指令システムを整備する場合に、どのような経費算定をすればよいか、主要施設について調査委託する予定であったが、他県の事例や、平成21年度からJR東日本より新潟県へ出向してきている2名の職員の知識で、一定の整備費用の概要がつかめたことから、高額の調査委託をやめることとなったため、今回、減額補正となった。

主要施設調査について、開業準備協議会の予算では当初8,563万円であるとの答弁がなされ、この減額については、むだな経費を削減できたと受けとめてはいるが、一方では30年間で386億円の赤字と言われる部分に対する算定基準があいまいだとして、調査の早急な進行を望む声も多いが、開業準備協議会として調査委託に回すことはできなかったのか。準備協議会は減額している場合ではなく、全体の資産価値を調べる必要があったのではないかとの質問には、JRの資産の関係については、なるべく早く教えてくれと県から申し入れをしている。経営委員会で細部を詰めており、既存の施設についての価格等が出なければ将来経費が試算できない。3市あるいは県でも早く詰めないと、大きな問題だということは話はしてある。3月、4月中にも経営委員会が予定されているので、経営委員会でも集約を早く詰めるように働き掛けていきたいとの答弁がなされました。

次に、港湾環境整備の寺島地区緩衝緑地代替地購入費の減額について、該当者なしということだが、行き場所がなくて困っている地権者の方がいらっしゃるが、誠心誠意当たっているのか。また、緩衝緑地の事業完了はいつなのかとの質問に、地権者、区の役員等から用地取得、物権補償にご協力をいただいている。土地については75%ぐらいの用地取得が、平成21年度末に完了する見込みである。まだ用地取得の対応をいただけない方の中には、移転先で悩んでいる方の話も聞いている。新潟県の地域整備部と連携し、市としても協力して対応したいと思っている。予算のつき方にもよるが、今の見込みでは平成22年度末には用地取得を完了したいとの答弁がなされました。

次に、建設課関係では、除雪機械購入事業の除雪機械購入費の不採択になった理由について、これは今になって不採択となったのか。12議会での補正はできなかったのかとの質問に、当初、雪寒補助により除雪ドーザ2台と、一般財源により小型除雪機の県払い下げ機械1台を予定して当初

予算に計上し、3台の除雪機械の購入を予定していた。そのうち雪寒補助による除雪ドーザ11トン級1台が不採択となったことから減額補正をお願いした。

不採択になったのは昨年秋で、国庫補助の申請を出して県の審査を経た後であり、12月補正に間に合わなかったことについては、結果が出てきたのが9月で、そこから1台分の処理をしなければいけないということもあり、12月議会での補正には間に合わなかったということである。その時点で精算して予算を落とす場合もあるが、ことしは国の方で、さまざまな経済対策の補正予算が想定され、予算対応をしてけるようにということで3月まで引っ張らさせていただいたとの答弁に、委員からは、緊急予算対応とのことだが、そんなことを当てにしている予算編成はない。やり方がおかしい。議会を軽視している話ではないか。9月に決まっているなら12月補正に計上して、報告すべきであるとの指摘があり、説明不足、あるいは対応について不手際があったが、手順がおくれたのは申しわけなく思っているとの答弁がなされました。

そのほか、各項目につきまして質疑が交わされておりますが、特段報告する事項はございません。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

11番（中村 実君）

議案第33号、平成21年度系魚川市一般会計補正予算（第10号）のうち、当市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分については、去る3月15日に審査が終了していますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

福祉事務所関係では、3款1項1目の要援護世帯火災警報器設置支援事業について、設置をしていない残りの要援護世帯に対し、どのような考えでいるのかとの質問に対し、火災警報器は、一定の時期がくれば義務として設置しなければならないので、今年度、重点的に消防、福祉で補助をしてきたが、なかなか設置につながっていないということで、ことしの3月まで助成期間を延ばしたい。要援護世帯については、行政の支援が必要だと思うので検討するとの答弁がなされました。

健康増進課関係では、4款1項4目の新型インフルエンザ予防接種事業について、当市は専決処分、上越市は臨時議会で予算措置を行い、当市は先手で上越市は後手だったが、結果として、上越市の方が会場もきめ細かくして実施し、接種率も当市の倍あったということで反省点にしてもらいたいとどうかとの質問に対し、インフルエンザについては、昨年早い時期から全国的に厚生労働省が強毒性ということで話題性があって取り組んできたが、徐々に弱毒性であるということで方向転換したことも接種率が伸びなかった1つの要因であると思っている。

当市では専決処分により補正をしたが、対応が若干おくれたという点については反省しなければならない。医師会や医療機関と、どのようにやらなければならないかが今回実施してわかったもので、それらを十分に検証して、来年度以降に生かしていきたいとの答弁がありました。

そのほか若干の質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第33号、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第10号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議案第44号から同第57号まで

+

議長（倉又 稔君）

日程第10、議案第44号から同第57号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

樋口英一予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

樋口委員長。〔20番 樋口英一君登壇〕

20番（樋口英一君）

予算審査特別委員会審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第44号、平成22年度糸魚川市一般会計予算、議案第45号から同第55号までの特別会計予算11件、議案第56号及び同第57号までの企業会計予算2件、以上14議案につきまして、去る3月17日より23日にわたり委員会を開催し、審査を行っております。

結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決です。

審査過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、議長を除く全議員で構成された委員会であることから、詳細な報告について省略させていただき、要点のみの報告といたします

ことを、あらかじめご了承願います。

初めに、議案第44号、平成22年度糸魚川市一般会計予算についてご報告いたします。

2款、総務費、1項4目、企画費では、委員より、電算システム委託料において、専門家に委託し、洗い直しを行って経費節減ができた例もあり、見直しが必要ではないかとの問いに、そうした考え方もある。検討し、節減に努めたいとの答弁がありました。

4款、衛生費、1項5目、医療対策費では、委員より、医師確保の活動についてどのような状況かとの問いに、市長を先頭に富山大学、新潟大学などに足を運んでいる。糸魚川総合病院との連携や、縁故を通じての活動をしているが、目に見えた成果を出すには至っていない。

ただ、能生診療所の医師確保ができた。また、糸魚川総合病院の研修医も1名増員となる。看護師不足についても今後も対応していきたいとの答弁がありました。

次に、3項2目、塵芥処理費では、委員より、一般廃棄物最終処分場並びに産業廃棄物最終処分場の対応について、進捗状況はどのようになっているかとの問いに、3月31日に、日本環境衛生センターより報告書の提出が予定されている。

保有水の状況、地下水の状況、地すべり状況等についてである。現在、ごみの積み上げは難しいと思われる。また、市野々にある産廃処分場については、ボーリング調査をしている。3本予定しているが、降雪のためあと2本残っている。現在のところガス等の発生はない。産廃の受け入れについては、現在、投げ入れ状態にあり、今後は国の基準に従って対応していくとの答弁がありました。

6款、農林水産業費、1項3目、農業振興費では、委員より、有害鳥獣被害が多くなってきている。その被害防止対策についてはとの問いに、昨年の被害額は約700万円であり、農災保険で対応している。

防止対策として、イノシシ、サルについて電気柵6基を予定している。当市は中山間地が多く、対応に苦慮している。経費支援として、県、市で50%の支援である。被害防止について地元の意識が大事であり、地元負担をお願いしているとの答弁がありました。

7款、商工費、1項4目ジオパーク推進費では、委員より、ジオパーク戦略プランの内容と作成時期はとの問いに、6月ごろ発注し来年1月に集約したい。内容は、交流人口拡大プランの趣旨である。

市民一人一人にジオパークを周知し、来訪客を温かく迎えるおもてなしの心の醸成。

国内外からの訪問者に満足していただける受け入れ体制と環境の整備。

世界ジオパークという世界ブランドを最大限に活用したツアー開発と、関連する産業の収益機会を創出し、地域経済の活性化を図る。

世界ジオパークの情報ははじめ観光、文化、歴史等、誘客につながる情報を、さまざまな媒体を通じて多方面に発信し、交流人口の増加を図る等についてであり、この交流人口拡大プランに不足しているものを含め委託する。

との答弁がなされました。

8款、土木費、6項5目、新幹線対策費では、委員より、レンガ車庫保存解体工事に1億円が盛り込まれているが、その活用策はあるのかとの問いに、レンガは部材として活用したい。具体策はこれからであるが、市民活動、ジオパーク情報発信機能、自然を生かした資源として利用、駅舎デ

ザインと空間利用も含めて活用したい。車庫取り壊し時期とあわせて決断したとの答弁がありました。

9款、消防費、1項1目、常備消防費では多くの委員より、平成22年度、2名減員となる常備消防職員体制についての質疑や意見が出されました。これに対して、常備消防署員の夜間勤務体制において、青海消防署は4名の夜間勤務体制であり、市民の安全・安心を確保するためには厳しい状況であることは認識しているため、本年4月1日より5名配置とするとの答弁がありました。

なお、委員より集約事項の提案があり、常備消防職員の勤務体制は兼任体制も含め全体にしわ寄せが生じる状況にあり、人員の適正配置を図ることとの集約がなされております。

10款、教育費、1項1目、教育委員会費では、委員より、子ども一貫教育基本計画実施要領策定委託はどこに委託するか。0歳から18歳までどのように一貫性を図っていくのかとの問いに、依頼先は教育出版社である。一貫性については、本年3月に作成した基本方針に基づき基本計画、実施要領に盛り込んでいく予定である。中学校と高等学校の一貫性には、20年度、21年度と公開授業などを通して連携を図られるようになってきたとの答弁がありました。

その他、小学校教育補助員配置、22年度事業として盛り込まれなくなった中学生海外派遣事業などについても活発な質疑が交わされております。

続きまして、議案第46号、平成22年度系魚川市国民健康保険診療所特別会計予算についてご報告いたします。

委員より、医師の報酬は1名分か。急な交代は課題がある。数カ月の引き継ぎが必要ではないか。新医師の診療科目は。また、施設修繕費の額が少ない。改築計画はあるのかとの問いに、両氏の間では短期間で引き継ぎをしたいとの意向である。新しく来ていただく医師は、老人医学が専門で内科であるが、外科も対応可能である。対応が困難な場合は応急措置を施し、他の病院に搬送する対応をとりたい。診療所改築については、新市建設計画に盛り込まれている。築30年を経過して老朽化が進んでいるので、新医師と話し合いをして対応していくとの答弁がありました。

続きまして、議案第50号、平成22年度系魚川市柵口温泉事業特別会計予算についてご報告いたします。

多くの委員より、宿泊数の増を計画しているが達成可能か。指定管理者制度はどのように対応するのか。温泉センターは福祉施設としてとらえてはどうか。地元理解を得てから進めることができなかつたのかとの質問があり、宿泊数については昨年より支配人に来てもらい、シーズン企画も含め取り組んでいる。また、旅行代理店の導入を図る計画である。指定管理者制度については、慎重審議を重ねた上で検討していく。すぐに指定管理者制度に移ることではない。温泉センターは、福祉施設としてとらえている。しかし、できる限り赤字にならないようにしていきたい。地元理解については、柵口温泉を南能生地域の拠点施設としてとらえている。検討を加える時期に来ているので、早急に理解を求めていきたいとの答弁がありました。

なお、委員より温泉センターの存続についての多くの意見が出されておりました。

その他、各会計において多くの質疑が交わされましたが、報告は省略させていただきます。

最後に、予備費を含め4日間、開始時間を早め、また審議時間を延長するなど、長時間、広範囲にわたりご審議いただき、議事進行にご協力いただきましたことに対し、改めて心から感謝と御礼を申し上げます。

委員長報告といたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を２時１０分にいたします。

午後１時５７分 休憩

午後２時１０分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔２６番 新保峰孝君登壇〕

２６番（新保峰孝君）

日本共産党議員団を代表して、議案第４４号、平成２２年度系魚川市一般会計予算について反対討論を行います。

当初予算額は約２９３億６，０００万円で、対前年比８％の増であります。子ども手当４億６，０００万円の増、及び経済対策緊急特別資金預託金１７億円増の特殊要因を除くと、ほぼ前年並みとのことであります。

歳入では、景気低迷の影響から個人市民税２．９％の減、法人市民税が１２．１％の減、固定資産税３．０％の増、市税全体として０．４％の減となっております。地方交付税１．４％の増、市債は１７．２％の増。現在の経済状況が継続すると、今後さらに財政的に厳しい状況になるとのことであります。

歳出では、大規模な建設事業が多くある一方で、漁港整備事業の減等で普通建設事業費が８．３％の減、貸付金は景気対策緊急特別資金預託金の大幅増等６８．４％の増などであります。款でいうと、民生費１８．３％、土木費が１５．５％、公債費１４．６％の順になっております。

予算がふえてはおりますが、特殊要因を除けば厳しい財政の状況に変わりはありません。市民の暮らしは一層厳しくなっており、何を優先させるかが一層問われております。市民の暮らし応援の施策こそ重要と考えるものであります。

4款、衛生費では、須沢の健康づくりセンター整備事業として施設建設工事の3億9,000万円と、当年度分として約4億5,000万円が計上されております。プールを先延ばしすることで、当初の概算事業費約12億円を半減させておりますが、必要な補修、補強等をして使えるものは使うべきと考えます。

7款、商工費ですが、スカイパーク振興事業では、平成18年度よりシーサイドバレースキー場とともに指定管理者による管理運営が行われておりますが、指定管理料は平成22年度は6,400万円となっております。シーサイドバレースキー場の指定管理料は2,900万円であります。スカイパーク振興事業はシャルマン火打スキー場、グリーンメッセ、やすらぎ館で構成されておりますが、一番課題が大きいのはシャルマン火打スキー場であります。年によって雪が多かったり少なかったりしますが、温暖化が確実に進んでいることはだれもが体感していることであり、今後、一層厳しくなるものと思われまます。

市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、それにあわせて地域の観光商業施設等との連携強化、収支の改善、会社のあり方、役員体制等、スカイパーク振興事業に対する抜本的対策を講じていくべきと考えます。

8款、土木費では、糸魚川駅自由通路整備事業で、自由通路詳細設計委託料1億800万円が計上されております。自由通路、橋上駅舎、跨線橋撤去等、JR委託分34億円、鉄道・運輸機構委託分4億円を合わせて38億円を想定してのものであります。当初の事業費15億5,000万円をはるかに超える金額となっております。

レンガ車庫保存解体工事委託料1億円は、切り取り保存での費用としては、上限とはいえ大き過ぎると思います。いずれも事業費をもっと削減し、市の負担を減らす努力をする必要があると考えられるものであります。まだ努力が足りないと言わざるを得ません。

以上、一般会計予算の反対討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、伊藤文博議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤議員。〔13番 伊藤文博君登壇〕

13番（伊藤文博君）

伊藤文博です。新政会を代表し、予算審査特別委員会の委員長報告に賛成の討論をいたします。

平成22年度当初予算参考資料によると、平成22年度は変革の年であり、「子ども」「地域振興」「交流」「産業」をキーワードとした組織改革を実施し、子育て支援や交流観光の推進など、若者定住の促進と地域を活性化する新たな施策の展開を図る必要がある。現在、総合計画の中期プランの策定作業を進めているが、限られた財源の中で、事業の選択と集中により一層の歳出削減に取り組むとともに、新たな行政課題と将来の安定した歳入確保につながる施策に、積極的に取り組むことが必要である。

については平成22年度予算編成に当たっては、昨今の厳しい状況を認識し、予算編成業務を遂行するとし、日本一の子どもづくり、安全・安心の住みよいまちづくり、世界ジオパーク認定を生かした交流観光のまちづくりの3点を新年度の重点施策としております。現在の課題を的確にとらえた

重点項目であると評価いたします。

しかし糸魚川市の現況には非常に厳しいものがあり、あらゆる意味で、住みよいまちづくりの推進は容易ではありません。日本一の子どもづくりと言うからには相当の覚悟が要求され、子育て支援、教育行政に通り一遍ではない取り組む姿勢が必要であります。

日本一の子どもづくりには、相当の予算が必要であることも認識しなければなりません。限られた予算で日本一の子どもづくりを実現することは、非常に困難であることを肝に銘じ、ほかにはない教育システムをつくるほどの取り組みが必要であります。

安全・安心の住みよいまちづくりをするにも限られた財政の有効活用に向けて、工夫に工夫を重ねる必要があります。高齢者福祉や健康づくり、防犯・防災体制、公共交通体制の整備などへの創意あふれる取り組みが求められます。

建設予定の健康づくりセンターを拠点とした健康づくりの全市展開には、市民の大きな期待が寄せられ、その仕組みづくりには民間活力の導入によるさらなる工夫が求められています。

また、世界ジオパーク認定を生かした交流観光のまちづくりでは、受け入れ体制の充実を図り、それを根拠とした市外へ向けた情報発信、PR活動の充実が求められ、その両方を同時に行っていかなければなりません。特に、昨年8月の認定以来、内閣府の地方の元気再生事業補助金により、官民一体となって取り組んできた活動を加速させるべく、民間活力のさらなる掘り起こしと活用を図っていく必要があります。

世界ジオパーク認定を糸魚川市活性化の最後のチャンスととらえ、糸魚川市民そのものがジオパークを身近に感ずる活動を展開することにより、訪れた方々が何度でも来たいと思っていただけるような、市民の中にジオパークが溶け込んだ、温かみのある受け入れ体制を築き上げることが重要だと思えます。必要な取り組みに対して現在の予算案では、まだまだ十分とは言えませんが、第一歩を踏み出したばかりですので、さらなる改善を模索していただきたい。

以上のように、糸魚川市をより住みやすいまちにするためには、飽くことなく挑戦し続ける行政運営ではなく、行政経営への積極的な姿勢が必要であります。あらゆる政策において、やってみてダメなら変更する、よりよい方法があればちゅうちょせずに、改善する積極的かつ柔軟な取り組みが求められています。

今回提案された平成22年度の糸魚川市一般会計予算、特別会計予算11件、企業会計予算2件の執行においても、以上のような基本姿勢をもって、常に計画、実行、点検、改善を繰り返しながら、業務の遂行を行っていただくことを強く要望した上で、委員長報告に賛成いたします。

議長（倉又 稔君）

次に、鈴木勢子議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

鈴木議員。〔25番 鈴木勢子君登壇〕

25番（鈴木勢子君）

鈴木です。

議案第44号、平成22年度糸魚川市一般会計予算について、生命尊重を行政の基本姿勢にと願う立場から、あえて反対討論をいたします。

新年度では3つの重点施策の1つに、日本一の子どもづくりが挙げられ、次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援の充実などが盛り込まれました。その重要な最終計画書が、本日ようやく机上に配付されたことは遅かりしであります。

また、組織編成に伴いこども課が創設されたことは評価するものでありますが、10年間の時限立法であるこの次世代育成支援行動計画は、市の総合計画と男女共同参画プラン、そして親子保健計画などをもとにして成り立つべきものですが、本市ではしっかりと整理されておりません。

その上、我が国の21世紀の最重要課題と位置づけられ、策定された糸魚川男女共同参画推進プランは、その次世代育成支援行動計画との位置づけも全く希薄で、予算上にも如実にあらわれております。

次世代育成支援行動計画では、一体的な行動計画と書かれていますが、虫歯予防のためのフッ化ナトリウムの応用まで、なぜこの計画に明記しなければならないのでしょうか。フッ素による虫歯予防は、親子保健計画で取り上げられていることで十分で、次世代育成支援行動計画に盛り込むべきではありません。希望制とはいえ、保護者へのインフォームドコンセントが欠落し、何よりも薬物に依存することは、すこやかな健康づくりとは言いがたいものがあります。どんな薬でも効果・ベネフィットだけでなく、副作用・リスクが伴うことを市は認識すべきであります。

虫歯予防は、幼少期からの甘味制限や歯磨きで十分防ぐことができます。保育園、小中学校での集団現場で薬液を口の中に入れブクブクと1分間行い、その準備と後片づけに毎日10分間を費やしている現状を直視し、フッ素洗口は見直すべきであります。

また、子ども医療費助成の通院について、現状の第3子以上の子どもの場合は、子どもの人数による制限を撤廃すべきであります。日本一の子育てというその意味を深く考え、日本一でなくとも一人一人が伸びやかに育つ環境づくりや、いかなる家庭の子どもたちも地域の宝であることを忘れてはなりません。

次に、食育推進計画について、これも本日、机上配付されたものであります。

かけがえのない命と健康は、私たちの権利であり、食育の基本は、まさに命をはぐくむことであります。食べることで命の大切さを幼少期から身につけ、心と体と社会の健康を高めることが大切で、行政組織の中で食育推進系の設置を望むところであります。

また、本推進計画の中の糸魚川流食生活の勧めでは、スタイルやキャッチフレーズを重視し過ぎるあまり、本質的な食問題への踏み込みが希薄で、各部署の食育推進事業の予算も不明確であります。明日を担う子どもたちのために先進地の取り組みに目を向け、事業の展開に努めるべきであります。

次に、高齢者おでかけ支援事業であります。21年度の途中からタクシー券が復活したことは評価ができますが、その補助が半額となってしまったことは大変遺憾であります。高齢化率も上昇の一途、生活に困窮する高齢者市民を支えてきた目に見える事業の1つで、交通弱者のためにも17年度の合併時の補助額に戻すことを強く望みます。

最後に、いつも市民が行政の真ん中で、その命と暮らしが一番大切にされるきめ細かな市政運営のため、全職員が一丸となって、市民目線で生命尊重を行政の基本姿勢として取り組んでほしいと切に願うものであります。

以上。

議長（倉又 稔君）

次に、五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐議員。〔18番 五十嵐健一郎君登壇〕

18番（五十嵐健一郎君）

奴奈川クラブを代表して、議案第44号、平成22年度糸魚川市一般会計予算について、若干の意見、要望を加えて、賛成討論をさせていただきます。

まず、歳入については、地方財政計画の見直しによる国の地方に配慮した特例措置がとられ、地方交付税の財源不足額基礎方式の臨時財政対策債と合併特例債が大幅増となりましたが、市の長期財政計画に基づき綿密に検討、分析し、的確な算定をしていただいております。

歳出では、平成22年度完成予定の健康づくりセンターの整備、12月の早寝早起きおいしい朝ごはん全国サミットの開催、地域包括支援センターみやまの開設、7月の旧南西海小学校にワークセンター西海が開設予定であります。

学校等の施設整備では、5校の改修、改築事業や能生、青海生涯学習センターの整備、白山神社収蔵庫の建設助成、また、国道8号東バイパス梶屋敷・大和川間がきのう開通し、中央大通り線第3期の148号までの事業促進や、レンガ車庫保存、利活用の検討、さらに公共下水道の下早川、浦本地区の整備促進、大和川漁港海岸離岸堤の完成、平成23年度完成予定の火葬場整備等を特に評価するものであります。

次に、重要課題に対する意見、要望、4点を申し上げさせていただきます。

1、日本一の子どもづくりでは、子ども一貫教育基本方針に基づく基本計画の策定と、自分の将来を考えて仲間と協働し目標を持って学んでいく姿勢と、落ちこぼれ対策として、前もって介入し、ちゃんと支援する仕組みをつくり、学力の土台をつくる趣味で読書や、自分の嫌いな野菜を育てて収穫する1人1鉢野菜づくりと、学力向上支援ウェブシステムの導入や、中学生海外派遣事業の再考、さらに体力向上とハングリー精神の強化を、できるところから早期に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

2、若者定着への対応と産業振興策では、ジオパーク戦略プラン策定や新幹線の開業などによって当市の経済活性化と産業育成のプランを作成するに当たり、ぜひ市独自のブランドの確立、コミュニティビジネスなどの起業家支援、人材の育成と確保、付加価値提案力の強化など、特に専門家とともに後期基本計画の策定をするよう強く要望いたします。

3、環境と新エネルギーと消防については、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場においては、抜本的な工事、解決策を早急に講じるとともに、太陽光発電の推進とあわせバイナリー地熱発電や中間処理システムの確立等、あらゆる有機物をディーゼル燃料にかえる最新システムの研究、導入などの推進と、消防水利整備では、充足率の低いところを優先し、計画的に促進を要望いたします。

4、福祉、医療、地域振興の充実と情報伝達システムについては、601人の待機者、その介護度4から5の在宅者が100人を超すなど福祉施設の民間活力の本格的な導入と、新たな医師確保のためのルートなど、さらなる努力を要望するものであり、合併以来の地域の特性を生かした地域別振興計画の策定など、拠点性を高めるものを強くお願いするとともに、能生ケーブルテレビが自

主放送デジタル化に向けシステム構築を進めるとのことであり、ぜひ糸魚川、青海地域にも各種行政サービスの提供、議会情報など高いパフォーマンスを秘めたコミュニティ放送を享受できるよう、システムの早期構築、実現を強く要望いたします。

最後に、施策の選択と集中、さらに新しい創意と知恵を結集したこの予算であり、大いに評価するものであります。今後、諸事業を確実に実施し、熱意ある行動で成果を上げていただくことをお願い申し上げますとともに、皆様のご労苦に対し厚く御礼と感謝を申し上げ、賛成討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

15番（吉岡静夫君）

議案第44号、平成22年度糸魚川市一般会計予算、それと議案第48号、平成22年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算、以上2件について、反対討論をさせていただきます。

まず、それなりにご労苦、理事者側、あるいは関係者におかれてはご労苦、あるいはご努力があった、このことについては非常にご苦勞さまでありました。このことを、まず言わせていただきます。

そこで幾つかの具体例の中から、私はいわゆる弱者対応ということに視点を絞って討論をさせていただきます。

まず、後期高齢者医療関係、国もそれなりの改定、対応に努めております。ただ、後期高齢者という枠に囲い込んでの医療体系はそのままであります。その延長線上にある当予算案について、反対討論とさせていただきたいわけであります。

次に、これは小さいと言えれば小さいんですけども、中学校学力向上支援事業というのがありました。新1年生全員、約400人ちょっとだそうですけれども、いわゆる大学見学をやるというものですけれども、私、これひっかかったのは、大学へ行く、あるいは行けるという子どもはいいんですが、じゃあ大学へ行きたくないから行かない、これもいいわけです。ところが、行きたいけれども行けない、こういう子どももいるわけです。こういう子どもにとっては、たかだかといっていいかどうかしらんけれども、50万円という支出でありますけれども、そういった格差というものを自覚せざるを得ない。これはちょっとやはり酷ではないかと、そういうふうな思いをいたしました。

今、盛んに高校中退者が問題となっております。そのような中で、この支援事業は、学力向上には役立つかもしれない。しかし、小さいと言えれば小さいけれども、そういう弱い者という立場からいえば、果たしてどうなのかなと、こう思います。

それから、いま1つ、レンガ車庫の保存、解体工事委託料であります。これは昭和60年、これは前にも議会でも取り上げましたけれども、60年、61年かけての新幹線絡みの各種調査、報告、さらには平成2年から4年にかけての政府・与党申し合わせ、あるいは合意という一連の流れの中でというか、受けた末の今回の1億円であります。それだけに、現在に至る市長はもちろんですけ

れども、関係者の苦悩はわかりますが、これからのイメージ、さらに今後の予算の張りつけなどについても、非常にあいまいさというものは残ります。そして先ほども申しましたけれども、一方では、温泉センターであれだけ揺れてきた、苦しんできた人も大勢おる、当議会でもいろいろ問題になった。

そういったことで、私は先ほど申しましたように、確かにこの予算をつくる労苦については認めますけれども、弱者というキーワードといいましょうか、それに立って見た場合に、やはり認めるわけにはいかない。反対討論ということでさせていただきたい、こう思っております。

それから、いま1つ、議案第48号、平成22年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算、これは44号、今、議案でも述べましたとおり、後期高齢者という枠の中に囲い込んでの医療体系の中での延長線上にある当予算について、認めるわけにはいかない。

以上、議案第48号、平成22年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算、反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（倉又 稔君）

次に、大滝 豊議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

12番（大滝 豊君）

私は清生クラブを代表いたしまして、議案第44号、平成22年度糸魚川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

合併し5年目を迎えた糸魚川市、新市の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上、市の均衡ある発展を目指して、平成18年11月に糸魚川市総合計画が策定され4年目を迎えようとしております。

昨年8月30日に政権交代があり、経済危機対策や公共事業が事業仕分け等により停止、あるいは削減されてしまいました。民主党のコンクリートから人への方針変換により、国内景気の先行きが全く見えなくなってまいりました。地域が必要としております公共事業等の執行停止が、現在でも行われております。

平成20年7月下旬から8月にかけて米国でのサブプライムローン問題を発端に、世界の金融市場を大きく揺さぶっています。日・米・欧・アジアの世界同時株安に加えて円高の進行、短期金融市場での流動性不安など、その影響は当初の予想以上に広範かつ深刻なものとなっております。

我が国の株価も暴落し、事業所の業績悪化による従業員の解雇等、派遣切りが社会問題となり、昨年7月の完全失業率が過去最悪の水準となりました。最近では、アメリカでの日本車のリコール運動やクロマグロ国際取引禁止問題など日本経済にとりまして、追い打ちをかけるような状況下であります。

景気が不安で、かつ財政確保が非常に厳しい中で、事業の選択と集中により今年度、新たに中期プランが作成されたのであります。新年度の一般会計予算額は過去最大の293億6,200万円で、前年度と比べ21億7,700万円、8%の大幅な増となっておりますが、子ども手当、及び

経済対策緊急特別資金貸付の特殊要因を差し引くと、ほぼ前年度と同規模予算であります。

市長みずからが躍進の年と位置づけ、新年度における重点施策として、1つ目は、日本一の子どもづくり、2つ目は、安全・安心の住みよいまちづくり、3つ目は、世界ジオパーク認定を生かした交流観光のまちづくりを挙げております。

0歳から18歳まで一貫した教育方針により日本一の子どもづくりを目指し、こども課を新設、子ども一貫教育方針に基づく基本計画の策定とともに、次世代育成支援行動計画等に沿って子育て支援の充実を図り、人間形成の基盤となる幼児教育を重点に力を入れております。

例えば、すこやか、やすらぎ、支え合いのまちづくりの健康福祉分野では、18歳未満の通算第3子以降の保育料を無料化する。子ども手当の支給、子どもインフルエンザ、ヒブワクチン接種助成事業に取り組むとともに、子育て環境の整備として、子ども用AEDの設置及び助成、山ノ井保育園の整備事業に取り組むなど、子ども一人一人のすこやかな成長と、安心して産み育てる環境づくりに向けて、少子化対策と子育て支援の充実を図る。

また、健康づくり推進では、運動習慣の普及のための中核施設として、健康づくりセンターの整備を進めるとともに、水中運動や健康体育教室、地区運動教室など、運動を取り入れた健康づくりの普及、拡大に努めるなど、心身ともに健康で笑顔を絶やさない生活は、まちづくりには欠かせない重要な事項であります。市長の積極的な取り組みと、早期実現を期待いたしております。

また、学校をはじめとした公共施設の耐震化対策、新たに環境生活課を新設し、廃棄物最終処分場の適正化を進めるための予算計上や、地域活性化に向けた地域づくりの推進としておりますし、職員が地域へ出向き市民活動の活性化を図るために、地域振興係を新設されております。

明日を担うひとづくり教育の分野では、子ども一貫教育基本方針に基づき計画策定を行うとともに、学ぶ意欲と学力の向上を推進するため外国語指導助手の増員、教育補助員の配置をはじめ、新たに中学生学力向上支援として大学の見学や英語検定受験料助成、教職員の指導力の向上に向けた各種研修会の充実に取り組み、学校の施設設備については小学校3校、中学校2校の改修、改築事業を計画するなど、将来の糸魚川市を担う子どもたちの教育、及び教育環境の向上を掲げております。

糸魚川ジオパークの世界認定を契機として交流人口の拡大を図るため、交流観光課を新設し、官民が一体の地域振興を目指しております。

便利で快適なまちづくりの生活基盤分野では、公共交通バス路線では利用状況を調査し、利用促進や利便性の向上を図り、地上デジタル放送の難視聴のため光ケーブル施設整備の充実、住宅倒壊による災害防止のための住宅の耐震診断、耐震設計、耐震改修の支援。

交流いきいき産業のまちづくりの産業分野では、農林水産業の振興があり、活性化と基盤整備を挙げております。この産業が継続的に経営できる体制づくりを育成、支援し、担い手の経営安定を図るため、生産基盤の整備や物流の効率化を図り、経営基盤の強化を促進するとあります。

林業振興1つを見ますと、本市には約1万ヘクタールの杉の人工林が存在しております。市長はこの資源を有効利用し、地場産木材の利用拡大策として、地域の特性を生かした林業と木材産業の振興を図り、基盤整備を行い、地元木材を使った住宅の増改築に助成するなど積極的に施策を展開し、地場産業の活性化に努めるなど、しっかりとした方向性を打ち出しております。

財政面におきましては、大変厳しいものが予想されます。予算の執行に当たり、市民のニーズな

どを検討し財政健全化に努めていただき、入るを削って出るを制す、歳入を削って歳出を制するというのが財政の基本理論であり、言うまでもなく健全財政の原理原則であります。

行政からは有利な財源確保に努めていただき、事業の優先順位をしっかりと見定め、効率的な財政運営を行い、行政改革を含めすべての分野の施策に対して、市民と議会と行政が一体となり、みんなでよりよいふるさと糸魚川を築き上げ、次世代に引き継いでいけるように、1つ1つ確実に実現化していただくことを強く米田市長に期待をしております。

このような観点から賛成いたすものであります。何とぞ議員各位より、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、市長からは今後も引き続き公平性と地域性の均衡ある予算執行をお約束いただき、地域の強いきずなのさらなる醸成をお願いいたしまして、議案第44号、平成22年度糸魚川市一般会計予算についての賛成討論を終わります。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第44号、平成22年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号、平成22年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号、平成22年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号、平成22年度糸魚川市老人保健医療特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号、平成22年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号、平成22年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号、平成22年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第51号、平成22年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第52号、平成22年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号、平成22年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第54号、平成22年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号、平成22年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号、平成22年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号、平成22年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．議案第60号

議長（倉又 稔君）

日程第11、議案第60号、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第60号は、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）でありまして、歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、総額330億3,727万4,000円といたしております。

平成22年2月17日の第1回市議会臨時会でもご承認いただきました、地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業の追加交付があったことから、関連事業について補正予算を提案するものであります。

歳出につきましては、配付いたしました参考資料のとおりであります。道路改修や小中学校トイレ改修など事業費4,500万円のうち、交付金は3,592万6,000円であります。

次に、歳入につきましては、国庫支出金を充当し、所要の一般財源については地方交付税を充当いたしました。

また、繰越明許費の補正は、第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部・課長から説明をいたします。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

企画財政課長（吉岡正史君）

それでは、議案第60号の平成21年度糸魚川市一般会計補正予算（第11号）について、ご説明申し上げます。

本年度の国の明日の安心と成長のための緊急経済対策のための第2次補正予算において創設されました、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する地域活性化きめ細かな臨時交付金5,000億円のうち、4,500億円の第1次交付が行われ、本市への交付限度見込額2億3,517万9,000円が配分されましたことを受けまして策定した事業実施計画に基づいて、去る2月17日の第1回市議会臨時会において補正予算（第9号）により、事業費2億8,357万5,000円の議決をいただいたところであります。このたび残りの500億円分の第2次交付が行われ、本市に対し交付限度見込額3,592万6,000円が配分されましたことから、追加分に対し事業実施計画を策定いたしましたので、本補正予算の議決をお願いしたいものでございます。

なお、追加分に対する事業費につきましては、1次交付分で策定した事業実施計画で定めた事業への追加充当に限られるものであります。また、第1次及び第2次分を合わせました本交付金の総額は、2億7,110万5,000円となります。

まず、補正予算書、1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、総額を330億3,727万4,000円といたしたいものでございます。

まず、歳出につきましては、議案書10ページ以降に記載しているところであります。あらかじめ配付いたしました説明資料によりまして、ご説明を申し上げます。

それでは1番の6、農業施設維持管理事業では、広域農道中谷内大野線、虫川橋ジョイント部分の改良、農道成沢坂井線の法面保護の追加であります。

2番の13、作業道整備事業では、真木地区造林作業道開設の追加であります。

3番の31、林道施設維持管理費では、林道岡倉谷線横断溝布設がえであります。

4番の1、観光施設管理運営事業では、親不知ピアパークの舗装事業等であります。

5番の6、スカイパーク振興事業では、シャルマン火打スキー場駐車場の舗装修繕であります。

6番の6、道路修繕事業では、市道能生線ほか3路線の修繕等の工事を実施するものであります。

7番の1、道路新設改良事業では、市道田中線の待避帯設置であります。

8番の16、小学校営繕費、及び9番の21、中学校校舎等営繕費では、今井小学校体育館床改修など、及び小学校8校と中学校2校の36カ所のトイレを洋式化するものであります。

以上、事業費の総額は4,500万円であり、財源といたしましては、議案書の8、9ページをお願いいたします。

中段より上の14款、国庫支出金、2項6目1節、総務管理費補助金の3、地域活性化きめ細かな臨時交付金3,592万6,000円を差し引いた一般財源として、10款1項1目1節、地方交付税の1、普通交付税7万4,000円、及び2、特別交付税900万円を追加いたしております。

続きまして、4ページ、第2表、繰越明許費の補正であります。ただいま説明いたしました本事業の事業費4,500万円は、全額明許繰越となります。

中学校校舎等営繕費が1の繰越明許費の追加となります。他の事業については2の繰越明許費の変更となるものであります。

以上で、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算(第11号)の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長(倉又 稔君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしましたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第60号、平成21年度糸魚川市一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 1 2 . 発議第 2 号

議長（倉又 稔君）

日程第 1 2、発議第 2 号、並行在来線の経営確保に向けた支援措置を求めに意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野本信行議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

野本議員。〔 2 2 番 野本信行君登壇〕

2 2 番（野本信行君）

発議第 2 号、並行在来線の経営確保に向けた支援措置を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

これについては上越市、妙高市、当糸魚川市の 3 市で統一の意見書案として、上越地域 3 市議会並行在来線対策協議会で調整してきたものであります。

去る 2 月 2 3 日の当港湾交通対策特別委員会において審査し、採択すべきとの結論を得ております。意見書の案文を読み上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

並行在来線の経営確保に向けた支援措置を求める意見書。

北陸新幹線の金沢開業後、ＪＲから経営分離される並行在来線の北陸本線、直江津から富山県境間、及び信越本線、直江津・長野県間は、沿線住民の日常生活を支える交通手段として、極めて重要な役割を担っております。

しかしながら、県内区間にかかわる並行在来線は、ＪＲ鉄道資産に長大トンネルや複線を含むことから、開業時の資産購入に多額の地元負担が生じると見込まれる上、長野県内区間や富山県内区間と比較しても輸送密度が低く、収益性の低い区間であることや、沿線に県内でも有数の豪雪地帯を抱えていることなどから、本県においても大幅な運賃値上げを想定しても、なお開業から 3 0 年間の公共負担が約 3 8 6 億円と見込まれるなど、経営分離後の並行在来線運営は極めて厳しいことが予想されている。

一方、この並行在来線は、日本海縦貫線として鉄道貨物輸送による全国的な物流ネットワークを形成する幹線鉄道であり、かつ鉄道貨物輸送の持つ環境面での優位性を踏まえ、国はモーダルシフトを推進していることから、その維持、存続については、国の責任で対応がなされるべきものである。

さらに、並行在来線は、国家プロジェクトである新幹線整備と表裏一体であることから、新幹線の開業後、ＪＲから支払われる新幹線貸付料は、建設費の負担割合に応じ地元へ還元を行い、並行

在来線の支援などに充当されるような制度とすべきである。

については、前政権の政府・与党申し合わせによるスキームの見直しを進め、並行在来線の経営が成り立つ仕組みを構築するよう、下記の事項について特段の配慮を講じられるよう強く要望する。

1．地方負担軽減などのため、幅広い観点から新幹線貸付料の地元還元などの財源確保策を盛り込んだ新たな仕組みを構築すること。

2．初期投資への起債充当及び交付税措置を講じること。

3．貨物鉄道線路使用料に関する調整制度の充実を図ること。

4．JRの経営参画を含めて、政府・与党申し合わせを抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長へ意見書を提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしました
+ +

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、
これにて討論を終結いたします。

これより発議第2号、並行在来線の経営確保に向けた支援措置を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13．議案第58号

議長（倉又 稔君）

日程第13、議案第58号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第58号は、教育委員会委員の任命についてであります。

現在、教育委員会委員の佐藤英尊さんの任期が、平成22年5月19日で満了となりますことから、再度お願いをいたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第58号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第14．諮問第1号及び同第2号

議長（倉又 稔君）

日程第14、諮問第1号及び同第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第1号につきましては、現在、人権擁護委員をお願いいたしております白沢恵子さんの任期が、平成22年6月30日で満了いたしますことから、また、諮問第2号につきましては、現在、人権擁護委員をお願いいたしております水嶋 聡さんの任期が、同じく平成22年6月30日で満了いたしますことから、それぞれ再度推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第 15 . 閉会中の継続審査及び調査について

議長（倉又 稔君）

日程第 15、閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定によりお手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成 22 年第 2 回市議会定例会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る 3 月 1 日から本日までの長期間にわたり、平成 22 年度予算をはじめ多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に 3 点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、大雪警戒本部の解散について、ご報告申し上げます。

去る 2 月臨時会の行政報告でも申し上げましたとおり、1 月 14 日正午に設置いたしました大雪警戒本部につきましては、現在、指定観測所の平均積雪が 23 センチとなったことから、本日、午後 5 時をもちまして解散することといたしました。

今後も引き続き融雪災害に対する警戒を行いながら、市民の安全・安心な生活の確保に努めてまいります。

2 点目に、消防署能生分署の竣工について、ご報告申し上げます。

老朽化に伴い、昨年 5 月から新築工事を進めておりました能生分署であります。このたび工事が完了し、来る 29 日、竣工式を挙行することとなりました。

新分署は能生地域の防災拠点として、消防・防災業務をはじめ、災害時における情報発信など、市民の生命と安全を守るための機能を十分備えるとともに、新年度に改築予定の能生事務所及び能生生涯学習センターとの連携を図り、より市民に親しまれる庁舎となることを期待するものであります。

このことにより、消防本部を含めた4署所の建物整備が完了したことになり、一層の消防防災行政の推進を図ってまいります。

最後に、条例及び予算の専決処分の予定について、ご報告を申し上げます。

本年3月31日に改正予定の過疎地域自立促進特別措置法に関連する企業立地促進条例の一部改正条例、並びに例年と同様、地方税法等に関連する市税条例、都市計画税条例、国民健康保険税条例の一部改正条例について、同日、専決処分を行う予定であります。

また、平成21年度一般会計についても3月31日、事業費が確定をし、歳入歳出の整理補正を行いたいことから、例年と同様、同日、専決処分を行う予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、3点についてご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、平成22年度から3カ年の行政改革実施計画を定めました。本日、お手元に配付をいたしましたので、ごらんをいただきますようお願い申し上げます。

また、JR西日本株式会社に強く要望を行ってまいりました大系線のキハ52系気動車の継続についてであります。高年式で老朽化が激しく、修理が多く、これ以上は無理とのことでありまして、これをもちまして終了となる運びであるわけでございます。

しかし地域の要望にこたえ、キハ52系車両につきましては、5月3日、5月4日、5月5日、7月18日、7月19日、8月21日、8月22日の計7日間、2両連結で臨時運行させていただけることになりました。あわせて報告をさせていただきます。

終わりに、平成22年6月市議会定例会の招集日を6月14日（月曜日）とさせていただきたい予定でありますので、ご報告を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

議長（倉又 稔君）

これをもちまして、平成22年第2回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後3時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+